

平成25年2月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成25年2月8日(金曜日)午後1時30分から午後5時44分まで

場 所 相模原市役所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第1号) 平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正
について(教育局)

日程第 2 (議案第2号) 平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正
について(教育局)

日程第 3 (議案第3号) 平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につい
て(教育局)

日程第 4 (議案第4号) 相模原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正す
る規則について(こども育成部)

日程第 5 (議案第5号) 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について(生
涯学習部)

日程第 6 (議案第6号) 相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規
則の一部を改正する規則について(教育局)

日程第 7 (議案第7号) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について(教育
環境部)

日程第 8 (議案第8号) 相模原市立公民館館長の人事について(生涯学習部)

4. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 大 山 宜 秀

委員 田中 美奈子

説明のため出席した者

教育局長	白井 誠一	教育環境部長	大貫 守
学校教育部長	小泉 和義	生涯学習部長	小野澤 敦夫
教育局参事 兼教育総務室長	林 孝	教育総務室 担当課長	細谷 正行
教育総務室 総括副主幹	岡本 達彦	教育総務室 主査	濱 陽子
総合学習センター 所長	金井 秀夫	総合学習センター 担当課長	下 園 秀雄
総合学習センター 担当課長	大塚 善行	総合学習センター 担当課長	岸 和彦
教育環境部参事 兼学務課長	長嶋 正樹	学務課担当課長	井上 正夫
学務課担当課長	金子 喜裕	学務課主査	眞柄 仁美
教育環境部参事 兼学校保健課長	鈴木 英之	学校保健課長 担当課長	中嶋 成享
学校施設課長	山口 和夫	学校施設課長 担当課長	下村 敏之
学校施設課長 担当課長	門倉 豊	学校教育課長	今井 勉
学校教育課 長代理	馬場 博文	学校教育課長 担当課長	中山 章治
学校教育課長 担当課長	西山 俊彦	学校教育課長 担当課長	齋藤 嘉一
学校教育課主幹	小泉 勇	学校教育課 指導主事	江戸谷 智章
学校教育課 指導主事	諏訪原 里絵	学校教育課 指導主事	浅倉 勲
学校教育部参事 兼教職員課長	奥村 仁	教職員課担当課長	宮崎 健司
教職員課担当課長	篠原 秀俊	相模川自然の村 野外体験教室所長	青木 正利
相模川自然の村 野外体験教室 所長代理	足立原 浩一	ふるさと自然体験 教室所長	城田 善夫

青少年相談 センター所長	山口 則 夫	青少年相談 センター担当課長	奈良田 明 美
青少年相談 センター担当課長	小畑 弘 文	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	大用 靖
生涯学習課 担当課長	鈴木 雅 文	生涯学習課主査	五本木 修
文化財保護課長	川島 和 章	文化財保護課 担当課長	山迫 孝 弘
生涯学習部参事 兼スポーツ課長	八木 博	生涯学習部参事 兼図書館長	小野 栄 治
生涯学習部参事兼 相模大野図書館長	岡崎 扶佐子	橋本図書館長	山本 利 昭
博物館長	菊地原 恒 市	こども育成部参事 兼保育課長	奈良田 優
保育課担当課長	高崎 久 嗣	保育課副主幹	竹内 啓 子
事務局職員出席者 教育総務室主査	井上 大 輔	教育総務室主任	越田 進之介

開 会

溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、私、溝口と田中委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構でございます。

(傍聴人入場)

平成 2 4 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 1 号、平成 2 4 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第 1 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成 2 4 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成 2 4 年度相模原市一般会計特別会計補正予算書及び予算に関する説明書の 3 ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、3 月補正予算の全体の概要でございますが、第 1 条でございますように、歳入歳出予算の総額 2, 5 2 9 億 9, 2 0 0 万円に、歳入歳出それぞれ 1 1 4 億 3, 7 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 6 4 4 億 2, 9 0 0 万円とするものでございます。

1 6 ページをご覧くださいと存じます。

下段の「款 5 0 教育費」の補正額は 2 5 億 2, 9 3 0 万円の増額となっており、補正

後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は7.8%となり、0.6ポイントの上昇となります。

今回の補正予算につきましては、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策を受け、平成24年度予算で繰越明許を設定し、平成25年度にかけて実施いたします事業に係る内容となっております。

続きまして、教育委員会の所管に係る補正予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

32ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」、「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、説明欄1の「小学校教材等整備事業」、(1)「理科教育教具整備費」につきましては、理科教育における教具を整備するもので、特定財源として、国庫支出金を見込むものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の「小学校校舎改造事業」につきましては、教育環境の整備と校舎の維持・保全及び機能向上を図るため、向陽小学校ほか5校の校舎改造等を実施するものでございます。

2の「小学校屋内運動場改修事業」につきましては、本市における防災・減災プログラムとして、避難所となる屋内運動場の維持・保全及び機能向上を図るため、鶴園小学校ほか8校の床、壁、照明等を改修するものでございます。

3の「小学校校舎等整備事業」、(1)「トイレ整備事業」につきましては、学校トイレの快適性向上のため、上溝小学校ほか4校のトイレ整備を行うものでございます。

(2)の「その他整備事業」につきましては、本市における防災・減災プログラムとして、宮上小学校ほか1校の受水槽耐震改修工事を行うものでございます。

なお、「小学校校舎改造事業」から「その他整備事業」までの特定財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

4の「小学校工事設計等委託」につきましては、校舎改造工事、屋内運動場改修工事、受水槽耐震改修工事等の設計業務委託を行うもので、特定財源として、市債を見込むものでございます。

34ページをご覧いただきたいと存じます。

「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、説明欄1の「中学校教材等整備事業」につきましては、小学校費と同様に、理科教育における教具を整備するも

のでございます。

以下の項目につきましても、小学校費と同様でございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の「中学校屋内運動場改修事業」につきましても、弥栄中学校の床、壁、照明等を改修するものでございます。

2の「中学校校舎等整備事業」、(1)「トイレ整備事業」につきましても、上鶴間中学校ほか4校のトイレ整備を行うものでございます。

(2)「その他整備事業」につきましても、弥栄中学校の受水槽耐震改修工事を行うものでございます。

なお、「中学校屋内運動場改修事業」から「その他整備事業」までの特定財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

3の「中学校工事設計等委託」につきましても、校舎改造工事、屋内運動場改修工事及び受水槽耐震改修工事の設計業務委託を行うもので、特定財源として、市債を見込むものでございます。

次に、関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7ページにお戻りいただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」でございますが、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策を受けて行う事業につきましても、平成25年度の繰越明許費を設定するものでございます。

「項10 小学校費」、「小学校教材等整備事業」及び「項15 中学校費」、「中学校教材等整備事業」でございますが、理科教育設備の購入につきまして、平成25年にかけて理科教具の選定を行った後、購入することから、繰越明許費を設定するものでございます。

「項10 小学校費」、「小学校校舎改造事業」から「小学校工事設計等委託」まで、及び「項15 中学校費」、「中学校屋内運動場改修事業(弥栄中学校)」から「中学校工事設計等委託」まででございますが、校舎改造、屋内運動場改修、トイレ整備等につきまして、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、関連する地方債補正につきまして、ご説明申し上げます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「教育債」でございますが、「小学校整備費」につきましても、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策を受けて行う小学校校舎改造事業、屋内運動場改修事業及びトイレ整備事業等の実施に伴い、増額するものでございます。

「中学校整備費」につきましては、「小学校整備費」と同様に、屋内運動場改修事業及びトイレ整備事業等の実施に伴い、増額するものでございます。

以上で、議案第1号、平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員 中学校、小学校ともに理科教育教具整備費というふうにあります。人件費及びと書いてありますけれども、人件費のほかで整備しなければいけない部分というのは、何か具体的にあるのでしょうか。

長嶋学務課長 理科教育教具整備費ということによろしいでしょうか。

田中委員 はい。

長嶋学務課長 この事業でございますけれども、理科教育振興法に基づきまして、理科の実験とか理科教育の備品関係、教材備品等を充実させようということで、国の制度として定められているもので、2分の1の補助が出るということでございます。通常ですと、例えば平成24年度当初予算では、これは小中学校両方とも350万円ずつ、概ね各10校ずつ順番にそれぞれの学校の理科備品を充実させるということでやっております。

先ほど説明がありましたとおり、緊急経済対策として、1月に、この理科教育のために国が100億円の補正をしたということで、全国の自治体に通知を出しまして、1校最低50万円の理科備品を整備することを求めるというようなことでもございました。

主な内容ですけれども、地球儀ですとか顕微鏡ですとか、そういったものですね。背景ですけれども、学習指導要領で、理科の授業時間数が増えた。特に観察・実験活動の充実が必要であるというようなことで、環境整備が求められているということがございます。また、実験とか観察をすることによって、子どもたちの解釈、考察、説明する能力を向上させることを目的として、国が理科の備品を充実させようとしたものです。

今回、50万ずつ、全校分の補正をするということです。ただ、3月までに執行するには間に合いませんので、年度繰り越しができるような対応をしたということでございます。小林委員 施設整備等で概ね10校30カ所が対象になっているようでございますが、この考え方が防災・減災という視点というお話がございました。このプログラムの基本的な考え方なり見通しを説明いただければと思います。

山口学校施設課長 屋内運動場の件ということで、ご説明申し上げます。

屋内運動場につきましては、実施計画上では、平成23年から3カ年の中で毎年1棟ずつ、屋内運動場を整備していくという計画でございました。

今回、防災・減災プログラムということで、別件になりますけれども、相模原市の市税条例の一部を改正する条例に伴いまして、防災・減災に係る税財源の活用という方針が示される予定になっています。その中で、仮称ではございますけれども、相模原防災・減災プログラムの推進という方針がこれから出される中で、それを踏まえて、屋内運動場の改修を進めてはどうかというものがプログラムの中に入ってきました。その屋内運動場につきましては、大規模災害の際には避難所となりますので、多くの避難所の改修を早目に進めていこうという趣旨で、平成25年度、10棟整備していこうということで位置付ける予定でございます。

そういった中で、屋内運動場につきましては、3カ年間をかけて、改修が遅れている内容につきまして、毎年10棟ずつ整備していくということが、この防災・減災プログラムの中に示されておりますので、その一環として、来年度、10棟前倒しで整備するという計画でございます。

田中委員 屋内運動場の整備についてなのですけれども、具体的にどのような整備が必要になってくるのでしょうか。防災・減災プログラムを反映させた中で、今の運動場では十分ではない部分というのがあると思うのですけれども、どういうところを整備していくのか、その辺を教えていただきたいのですが。

山口学校施設課長 整備という表現で申し上げましたけれども、屋内運動場につきましては、改修工事という内容になります。

屋内運動場の改修の内容につきましては、建築後、概ね30年を経過したものを整備していこうということで、いわゆる老朽化した屋内運動場を対象として、具体的には屋根の改修、外壁の塗装、内部の床の張り替え、いわゆる今ある床がもう老朽化しておりますので、全て撤去して張り替えるというような床の張り替え、あとは側面の壁ですとか天井の塗装、それとステージですとかアリーナの上にあります照明器具、またトイレの改修等がございます。そういったことで、ほとんどの体育館の中にあるものが全てリニューアルされるというような内容になります。さらに、トイレにつきましても、洋式化や段差がありますので、スロープの設置など、そういったことも踏まえながら、整備していく予定となっております。

溝口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第1号、平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第1号は可決されました。

平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

溝口委員長 次に、日程2、議案第2号、平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小泉学校教育部長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成24年度相模原市一般会計特別会計補正予算書及び予算に関する説明書No.2の3ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、3月補正、No.2、予算の全体の概要でございしますが、第1条にございすように、歳入歳出予算の総額2,644億2,900万円から、歳入歳出それぞれ8億7,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,635億5,900万円とするものでございます。

16ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」の補正額は5億5,599万円の減額となっており、補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は7.6%となり、0.2ポイントの減少となります。

続きまして、教育委員会の所管に係る補正予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります、80ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございま

すが、説明欄 2 の「防災対策事業」から 6 の「スクールバス運行等事業」まで、及び 8 の「一般事務費」につきましては、不用額を減額するものでございます。

7 の「奨学基金積立金」につきましては、奨学基金への寄附金を基金に積み立てするため、歳入歳出予算に計上するものでございます。

8 2 ページをご覧くださいと存じます。

「目 1 5 教育指導費」でございますが、説明欄 1 「国際教育事業」、(1) の「外国人英語指導助手活用事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目 1 8 総合学習センター費」でございますが、説明欄 1 「施設運営費」、(1) の「副読本等発行費」及び(2) の「イントラネット活用事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目 2 0 学校給食センター費」でございますが、説明欄 1 の「施設運営費」から 3 の「施設設備費」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

「目 3 0 野外体験教室費」でございますが、説明欄 1 の「野外体験教室活動費」及び 2 の「野外体験教室管理運営費」につきましては、不用額を減額するものでございます。大貫教育環境部長 続きまして、8 4 ページをご覧くださいと存じます。

「項 1 0 小学校費」、「目 5 学校管理費」でございますが、説明欄 2 の「小学校維持管理費」から 4 の「学校情報教育推進事業」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。なお、補正額の財源内訳欄にございます国庫支出金の増額につきましては、再編交付金の交付額変更に伴い、財源更正をするものでございます。

「目 1 0 学校保健費」でございますが、説明欄 1 の「学校医等報酬」から 5 の「学校給食単独校運営費」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。なお、補正額の財源内訳欄にございます国庫交付金の増額につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加充当に伴い、財源更正をするものでございます。

「目 1 5 教育振興費」でございますが、説明欄 1 の「校外活動費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目 2 0 学校建設費」でございますが、説明欄 1 の「小学校屋内運動場改修事業」から 4 の「小学校工事設計等委託」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

8 6 ページをご覧くださいと存じます。

「項 1 5 中学校費」、「目 5 学校管理費」でございますが、説明欄 1 の「中学校運営費」から 3 の「学校情報教育推進事業」までにつきまして、不用額を減額するものでござ

ざいます。なお、補正額の財源内訳欄にございます国庫支出金等の増額につきましては、防災機能強化事業交付金の追加充実に伴い、財源更正をするものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の「学校医等報酬」から5の「中学校完全給食推進事業」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の「中学校環境対策事業」から3の「中学校工事設計等委託」までにつきましては、不用額を減額するものでございます。

次に、関連いたします地方債補正につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、9ページにお戻りいただきたいと存じます。

下段の「教育債」でございますが、「小学校整備費」につきましては、小学校屋内運動場改修事業及び小学校工事設計等委託の事業費の確定に伴い、減額するものでございます。

「中学校整備費」につきましては、中学校工事設計等委託の事業費の確定に伴う減がございますが、中学校校舎等補修費に国庫支出金を新たに充当することに伴い、増額となるものでございます。

小野澤生涯学習部長 引き続きまして、88ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「項20 社会教育費」、「目25 公民館費」でございますが、説明欄1の「公民館非常勤職員等経費」から3の「公民館整備事業」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

「目30 図書館費」でございますが、説明欄1の「施設運営費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目45 博物館費」でございますが、説明欄1の「施設維持管理費」及び2の「市史編さん事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

以上で、議案第2号、平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

88ページの「款50 教育費」の「項18 幼稚園費」、この中の幼稚園就園奨励補助金が4,000万減額となっておりますが、これはどういう理由なのでしょうか。

奈良田保育課長 この減額につきましては、就園奨励補助金というのは、市民税の額によりまして、ランクがAからDに分かれておりますけれども、昨年、年少扶養控除の廃止の

関係がありまして、そのランクの分け方の変更により、お子さんの多い方につきまして、少し額が減ったことによる減額となっております。

溝口委員長 ランクづけが変わったというのは、国が何かの変更だったのですか。

奈良田保育課長 はい、そのとおりでございます。

小林委員 全体として、5億5,000万の減額補正が行われましたけれども、これについて、どう認識なさっているかをご意見いただきたいと思います。

林教育総務室長 3月補正の減額の理由は、入札執行残が主なものなのですが、中には、先ほどの幼稚園費のような制度変更によるものなど、また給食のデリバリー関係では、喫食率が下がったことにより予算が減額になったものなどがございます。この時期ですと、まだ2月、3月に執行する部分を残していくというような状況になります。

特に使うべきものを使わなかったというのではなくて、入札執行残が主な理由であると考えております。

溝口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第2号、平成24年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決されました。

平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

溝口委員長 次に、日程3、議案第3号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小泉学校教育部長 議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

教育委員会の予算編成に当たりましては、新・相模原市総合計画前期実施計画や教育振興計画を着実に推進するため、「小中学校の教育内容・支援・相談体制の充実」、「人材

の確保と育成」、「学校教育環境の整備と充実」や「家庭や地域における教育環境の向上」、「市民の生涯学習・スポーツ環境などの充実」などに必要な経費を盛り込んだものでございます。

それでは、教育委員会の所掌に係る当初予算の概要を平成25年度予算主要施策説明書に基づきまして、説明させていただきます。

なお、お手数ですが、あわせて、平成25年度相模原市一般会計予算書及び予算に関する説明書の該当部分をご参照いただきたいと思います。

はじめに、平成25年度予算主要施策説明書の1ページをご覧いただきたいと思います。

当初予算の相模原市全体の概要でございますが、歳入歳出予算の一般会計の総額は2,445億円で、前年度との比較では38億円の減額、1.5%の減少となっております。

12ページをご覧いただきたいと思います。

中段の「款50 教育費」の予算額は184億9,625万円で、一般会計予算全体に占める教育費の割合は7.6%となり、前年度との比較では3億7,773万円の増額、0.3ポイントの上昇となります。

次に、主な事業につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、118ページをご覧いただきたいと思います。

なお、新たな取り組みには、新（まるしん）と記載してございます。

はじめに、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございますが、「教職員任用経費」につきましては、本市の教員を希望する優秀な人材を採用するため、教員採用候補者選考試験を実施するものでございます。

「少人数指導等支援事業」につきましては、学習面におけるきめ細やかな指導を展開するため、小中学校に少人数指導やティームティーチング指導を行う非常勤講師を配置するものでございます。

「目15 教育指導費」でございますが、「理科支援事業」につきましては、理科に対する興味・関心を維持・向上させ、学ぶ意欲や思考力を高める体験活動を充実させるため、全小学校に（仮称）観察実験アシスタントを配置するもので、特定財源として、国庫支出金を見込むものでございます。

「外国人英語指導助手活用事業」につきましては、国際社会の一員として必要な基礎的資質や能力、態度等を養うため、外国人英語指導助手を活用し、英語教育の充実と国際理解を深めるものでございます。

「海外帰国及び外国人児童生徒教育推進事業」につきましては、海外帰国及び外国人児童生徒の学校生活を支援するため、日本語巡回指導講師、日本語指導等協力者を派遣するもので、特定財源として、国庫支出金を見込むものでございます。

120ページをご覧いただきたいと存じます。

「特別支援教育事業」につきましては、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う体制を強化するため、全小中学校に支援教育支援員を配置するもので、特定財源として、国庫支出金を見込むものでございます。

「児童・生徒健全育成事業」につきましては、学校・地域・教育委員会・市・その他の機関等が連携し、児童・生徒の健全育成を図るため、いじめ防止フォーラム及び児童・生徒へ向けた啓発事業を実施するものでございます。

「目18 総合学習センター費」でございますが、「学校と地域の協働推進事業」につきましては、「人間性豊かな子どもの育成」と「生き生きとした市民活動」の実現に向けて、学校教育と社会教育がそれぞれの機能を生かしながら協働するため、学校と地域の協働推進コーディネーターを小中学校に配置するものでございます。

「市民大学等実施経費」につきましては、社会の諸課題や身近な生活課題などに関する市民の学習欲求に応えるため、高等教育機関との共催により、相模原・町田大学地域コンソーシアムと連携しながら市民大学を開講し、学習機会の充実を図るとともに、地域の研究機関と連携して、公開講座を開講するものでございます。

「さがみ風っ子教師塾事業」につきましては、さがみはら教育を継承する強い意志を持った教師志望者を対象にした“さがみ風っ子教師塾”を運営し、人が財産（たから）の理念で教育に対する理想と情熱を持つ、実践力のある教師を養成するものでございます。

122ページをご覧いただきたいと存じます。

「目20 学校給食センター費」でございますが、「（仮称）上溝学校給食センター整備事業（継続費）」につきましては、清新学校給食センターの老朽化に伴い、食物アレルギーへの対応、災害時の炊き出し機能を有する新たな学校給食センターを平成24年度及び平成25年度の2カ年で整備するものでございます。

「（仮称）上溝学校給食センター開設準備経費」につきましては、開設に必要な備品等を整備するものでございます。

いずれも、特定財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

「目25 青少年相談センター費」でございますが、「青少年・教育相談事業」につき

ましては、青少年の心の問題にかかわる来所・電話相談業務及び小中学校出張相談を実施するため、青少年教育カウンセラーを配置するとともに、不登校、いじめ、虐待、非行等の子どもを取り巻く環境に働きかけ、問題解決の役割を担うスクールソーシャルワーカーを配置するもので、特定財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

124ページをご覧いただきたいと存じます。

「目30 野外体験教室費」でございますが、「野外体験教室活動費」につきましては、児童・生徒の創造性、主体性を育成するため、“相模川ビレッジ若あゆ”と“ふじの体験の森やませみ”における集団宿泊生活及び多様な各種体験活動を支援するものでございます。

大貫教育環境部長 続きまして、「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、「学童通学安全経費」につきましては、通学時における児童の安全確保を図るため、通学路への学童通学安全指導員を配置するなど、通学路の安全対策を実施するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、「学校給食単独校運営費」につきましては、学校給食の充実と円滑な実施を図るため、備品等の整備を行うとともに、給食運営の効率化を図るため、単独校26校の給食調理業務を民間委託するもので、特定財源として、国庫支出金を見込むものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、「要保護及び準要保護児童就学援助費」につきましては、経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品費等の就学経費を援助するもので、特定財源として、国庫支出金を見込むものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、「給食室整備事業（防災・減災プログラム）」につきましては、新磯小学校ほか5校の給食室の耐震診断業務を委託するものでございます。

「小学校工事設計等委託（防災・減災プログラム）」につきましては、平成26年度以降に実施する屋内運動場改修工事に係る設計業務を委託するもので、特定財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

126ページをご覧いただきたいと存じます。

「給食室整備事業」につきましては、清新小学校の給食室整備の準備工事を行うもので、特定財源として、国庫支出金を見込むものでございます。

「項15 中学校費」、「目10 学校保健費」でございますが、「中学校完全給食推

進事業」につきまして、デリバリー方式の給食を実施している30校に係る給食予約システムの運用、調理業務委託等を行うものでございます。

「目15 教育振興費」につきましては、小学校費と同様の経費を計上するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、「中学校工事設計等委託（防災・減災プログラム）」につきましても、小学校費と同様の経費を計上するものでございます。

小野澤生涯学習部長 続きまして、128ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「項20 社会教育費」、「目5 社会教育総務費」でございますが、「家庭教育啓発費」につきましては、家庭教育力向上のため、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対して学習機会及び情報の提供による支援を行うもので、特定財源として、国庫支出金を見込むものでございます。

「目18 文化財保護費」でございますが、「遺跡保存整備事業」につきましては、小原宿本陣整備に係る基本設計及び旧中村家住宅の調査・研究を行うものでございます。

130ページをご覧いただきたいと存じます。

「川尻石器時代遺跡用地購入事業」につきましては、国指定史跡の同遺跡用地を取得するもので、特定財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

「目25 公民館費」でございますが、「公民館改修事業（防災・減災プログラム）」につきましては、現地対策班である小山公民館に自家用発電設備及び受水槽の緊急遮断弁を設置するものでございます。

「公民館改修事業」につきましては、小山公民館の大規模改修工事、相原公民館の大規模改修に係る実施設計及び相武台まちづくりセンター・相武台公民館の大規模改修に係る事前調査と基本設計を行うもので、特定財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

「目30 図書館費」でございますが、「図書資料充実経費」につきましては、市民が必要とする図書資料の充実を図るため、図書、新聞、雑誌、紙芝居等の収集を行うもので、特定財源として、繰入金を見込むものでございます。

132ページをご覧いただきたいと存じます。

「目45 博物館費」でございますが、「展示・教育普及事業経費」につきましては、JAXAと連携した企画展示や講座・講演会の開催、支援ボランティアの育成などの宇宙教育普及事業を行うほか、その他分野において、企画展示や講座・講演会等の教育普及事

業を実施するもので、特定財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

「協働事業提案制度事業」につきましては、市民と市との協働により、吉野宿ふじやの展示の様態替えやイベントの実施などを行うとともに、市内の自然、文化、歴史に関する博物館情報を市民自ら収集し、インターネット上で配信するものでございます。

「項25 市民体育費」、「目5 市民体育総務費」でございますが、「スポーツ振興事業」につきましては、総合水泳場を会場とした「ジャパンオープン2013」及び相模湖を会場とした「全日本学生水上スキー連盟チャンピオンシリーズ相模原大会」を開催するものでございます。

「各種体育大会等実施事業」につきましては、市民の体力づくりとスポーツ技術の向上を図るため、市民選手権、クロスカントリー大会等の各種体育大会及びかながわ駅伝等への選手の派遣を行うもので、特定財源として、スポーツ振興くじ助成金を見込むものでございます。

「目10 体育施設費」でございますが、「相模原麻溝公園競技場施設整備事業」につきましては、（仮称）第2競技場について、日本陸上競技連盟第4種公認の取得及び供用開始に向け、管理事務所や競技用物品等を整備するもので、特定財源として、スポーツ振興くじ助成金を見込むものでございます。

次に、関連する地方債につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、平成25年度相模原市一般会計予算書及び予算に関する説明書の10ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「教育債」でございますが、「教育施設整備費」から「文化財保存事業費」までの財源として起債するものでございます。

以上をもちまして、議案第3号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、小学校の教育振興費の中に、就学援助費の認定者増ということが書いてありますが、これは就学援助費の認定者というのは、今、何人ぐらいいて、何人ぐらい増になるか、お尋ねしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

長嶋学務課長 小学校、中学校それぞれに費目があるわけでございますが、小学校につき

ましては、要保護といえますか、生活保護を受けている方、それにその上乘せ部分の準要保護世帯がございまして、認定はその準要保護世帯を中心に行うわけでございますけれども、平成24年度の実績として、5,631人が平成25年度当初予算の見込みですと、5,854人ということで、若干の増員ということになります。

やはり引き続き景気低迷の状況等がございまして、こういった扶助費という経費については、年々増えており、過去数年間にわたっても、少しずつ増加している状況にございます。

溝口委員長 今、言われた5,631人というのは、小中学校を合わせた人数なのでしょうか。

長嶋学務課長 いえ、小学校だけでございまして、小中学校を合わせますと、平成24年度が8,591人、平成25年度の見込みでは8,971人となり、約380人程度の増員を見込んでいるところでございます。

溝口委員長 予算としては、どの程度の規模になるのですか。

長嶋学務課長 まず、平成25年度で合計しますと、6億5,100万円程度。平成24年度の予算では、6億3,800万円ということですから、1,300万円程度が増額になるということでございます。

溝口委員長 相模原市として、例えば生徒100人に対して何人いるかというのはわかりますか。

長嶋学務課長 児童・生徒全体で5万4,419人でございまして、そのうちの8,971人でございますので、16.5%となります。

溝口委員長 16.5%ですか。

長嶋学務課長 はい。

溝口委員長 政令市としては、多い方なのでしょうか。

長嶋学務課長 これは自治体ごとに準要保護の基準というのがまちまちでございます。例えば、相模原市は、生活保護世帯の1.5倍までカバーするというので、全国的にみても多めに対象としているところでございますけれども、他市の政令市においては、1.0倍というようなどころが多くなってございまして、一概に比較するには、なかなか難しいところがございます。

小林委員 説明書の118ページをお願いいたします。

「50 教育費」、「10 事務局費」、2番目の丸の少人数指導等支援事業に関して

です。昨年度と比べますと、約2,000万円の減額となっております。おそらく、それはスクラップアンドビルドで、いじめ対策事業が増加しているのではないかと思いますけれども、この少人数に対応する教員の正規で担当していたり、非常勤対応していたり、両方に対応していたり、全く対応していないというのがあるかと思うのですが、担当の状況をお願いしたいです。

中山学校教育課担当課長 少人数指導等につきましては、非常勤の職員で対応させていただいております。

小林委員 全部そうですか。

中山学校教育課担当課長 はい。

小林委員 そうしますと、約2,000万円の予算が減っていきますと、どういうふうに学校現場の状況は変わってくるのでしょうか。

中山学校教育課担当課長 個別支援が中心の補助員と少人数指導等の職務内容が一部重なっているところがございます、その部分を整理させていただいたところがございます。具体的に申しますと、少人数指導等におきましては、今までは、少人数指導、チームティーチング、個別指導というのが入っておりましたが、新たな少人数指導等支援事業におきましては、教科における少人数指導、チームティーチングという形で整理させていただきました。その関係で、今まで少人数指導等支援事業の非常勤講師が担っておりました、個別に対応していた部分を支援教育の方に整理したという関係で、減額となっております。

小林委員 そうなると、少人数指導に関して、対応能力がかなり落ちたとか、そういう問題は出てきませんか。

中山学校教育課担当課長 少人数指導につきましては、整理をした結果、教科における指導の充実がはかれるものと考えております。

小林委員 新たな事業に対して、校長先生方の反応は何かございますか。

中山学校教育課担当課長 減額した点については、若干の声は聞いておりますが、トータルで考えますと、後ほど出てまいります、学習指導補助員を支援教育支援員といたしまして、今まで74校だったものを全校に配置いたしましたので、ご理解をいただいているところでございます。

小林委員 同じページ、118ページです。「15 教育指導費」、2つ目の丸の創意ある教育活動事業の3つ目、理科支援事業、2,800万円ですけれども、これは、今までやっていた理科支援員事業とはまた違うのですか。その違いを説明してください。

中山学校教育課担当課長 科学技術振興機構の事業で、平成20年度から始まりまして、平成24年度で終了することになっておりましたものを、来年度、目的・名称を変更して新たに観察実験アシスタントを配置するという事業となっております。

小林委員 仕事的内容的には同じになりますか。勤務形態とか、その辺はいかがでしょうか。

中山学校教育課担当課長 勤務形態は、今までは理科室とか準備室の整備から授業での支援でありましたが、理科室や準備室の整備はほとんど整ってきておりますので、1回の勤務を今までの3.5時間から2.5時間にしましたが、今まで小学校5、6年生だったものを理科が始まる3年生からに拡大した形での実施を予定しています。

大山委員 主要施策説明書の130ページのところなのですが、公民館費の中で、公民館改修事業（防災・減災プログラム）とございます。この防災・減災のプログラムの根拠となるものは何なのでしょう。また、公民館改修事業についてですが、今後の改修計画の考え方についてご説明いただきたい。また、公民館整備事業・改修事業とありますが、事業内容として、オーバーラップがないのかどうか。さらに、この整備事業に関しての根拠とをお教えいただきたいのですが。

大用生涯学習課長 まず、防災・減災プログラムに基づく公民館の改修事業でございます。

防災・減災プログラムにつきましては、先ほども説明が若干ありましたが、防災・減災にかかわるいろいろな施策を優先的にやっていこうという市の施策の中で行うものでございます。これにつきましては、平成25年度、平成26年度、平成27年度と3カ年の中で防災・減災にかかわる事業を実施するということになってございまして、公民館につきましては、地域防災計画に基づいて、現地対策班の位置付けがある公民館につきましては、自家用発電を設置するというので、平成25年度については小山公民館、平成26年度についてはその他2館、平成27年度については3館、全部で6館、これが現地対策班に位置付けられている公民館でございまして、平成25年度から平成27年度にかけて、全てのものに自家用発電機を整備するという予定でございます。

それと、もう一つ、先ほども説明した中に、公民館の受水槽の緊急遮断弁も設置するというのもこのプログラムの中にございまして、平成25年につきましては小山公民館、平成26年については光が丘公民館を予定しているものでございます。

次に、公民館の整備にかかわる考え方でございます。

基本的に、公民館の改修につきましては、設置して約30年を超える公民館につきまし

ては、老朽化と、そして機能の向上ということを目的に改修を進めておりまして、この改修につきましては、公民館の改修に係る指針という考え方を持っております。その中で、設置順に公民館を改修するということになってございます。現在、昭和50年代前半の公民館の改修につきましては終了いたしまして、これから公民館の改修に伴う昭和50年代後半の公民館を改修するということになってございます。なお、昭和50年代前半につくられた麻溝公民館につきましては、県道の拡幅事業の関連で、これはまだ改修してございません。小山公民館につきましては、昭和56年4月から供用開始ということで、一番最初に改修を予定させていただくというものでございます。

溝口委員長 市民体育費の中の市民体育総務費の中に、学校プール開放事業が終了するということですが、今まで学校プールは開放いたしまして、多くの子どもたちが学校プールで泳いでいたように思うのですが、何故終了してしまうのかという、その点をちょっとお聞きしたいのですが。

八木スポーツ課長 学校プール開放の中止の背景と理由でございます。

いくつかございまして、まず1つは、本市の学校プールの管理については、業者に委託をしております。この委託に関しまして、国の通知を受けまして、去年の7月に県警本部から、プール監視業務を委託する場合は、警備業の認定を受けた警備業者ではならなければいけないという通知がございました。それを受けまして、内容的には、例えば18歳未満のアルバイト、高校生は従事できないということがございました。また、研修を受け、認定を受けなければならないということであり、委託費用が割高になり、平成24年度に比べまして、平成25年度の見積もりをとった結果、約500万円程度が予算をオーバーしてしまうという結果が出ましたので、予算的にも実施するのが困難であるというのが1つでございます。

もう1つは、これは委託業者からの聞き取りでございますけれども、学校プールを利用されている児童ですが、リピーターが多いということでございます。特に、学童保育の児童が全体の5割以上を占めているということで、繰り返し同じ方が利用されているという現状がございました。

それから、利用者が減少傾向にあるということございまして、平成20年度と平成24年度を比べますと、平成20年度が1日平均58.5人で、平成24年度は44人となっており、利用者が減っている状況でございました。

こうした理由を踏まえまして、本事業を中止すると判断をいたしましたものでございます。

溝口委員長 そうしますと、学校プール開放を止めることによって、予算としてはいくらからい減ったのでしょうか。

八木スポーツ課長 平成24年度の当初予算ベースでございますが、約1,700万円となっております。

田中委員 124ページの小学校費、学校管理費の学童通学安全経費について、お聞きします。

通学路へ学童通学安全指導員を配置するとあります。現在も行われているとは思いますが、現在、どのぐらいの人数の方が携わってくださっているのか。また、今後、安全指導員を増やす予定なのか教えていただきたいと思います。

長嶋学務課長 学童通学安全指導員でございます。9月補正のときにも対応いたしましたけれども、当初予算で95人の配置予定だったものが、平成25年1月末現在で98名で対応しており、平成25年度につきましては、前回の教育委員会でも報告させていただきましたが、通学路の安全対策の緊急合同点検を実施した結果、様々な場所に指導員を配置できるようにということで、来年度の予算につきましては、109名を配置できるような予算を計上しております。

田中委員 128ページです。社会教育費の家庭教育啓発費というところなのですが、家庭教育の向上のために、保護者に対して学習の機会及び情報提供による支援を行うということですが、具体的にどのような形で、どのようなことを考えていらっしゃるか、教えていただけますでしょうか。

大用生涯学習課長 この家庭教育啓発事業につきましては、相模原市立小中学校PTA連絡協議会に委託いたしまして、市P連と略称しますけれども、市P連の11のブロックごとにブロック事業として実施している事業に受託していただいているという事業でございます。

それぞれブロックごとに、その地域、あるいは、その時々課題を設定いたしまして、講演会だったり、あるいはシンポジウムだったり、あるいはパネルディスカッションだったり、様々な形態で、そのブロックに該当する小中学校の保護者を中心として事業に参加していただいているというものでございます。

ちなみに、具体的に申し上げますと、例えば、上溝緑ブロックでは「地域教育と人づくり」シンポジウムということで、大人の読み聞かせだったり、地域の中で子どもたちをどのように育てていくかということを事例紹介をしながら、シンポジウムを行ったというよ

うな事業もございます。

現在も、2月に実施する予定もございますので、全体の参加者数等はわかりませんが、たくさんの方に来ていただけるように働きかけをさせていただいているところでございます。

小林委員 説明書の130ページをお願いいたします。

一番上の文化財保護費でございます。川尻石器時代遺跡用地購入事業で、国指定史跡の用地を市の開発公社より買い戻すということですね。この買い戻した土地の活用を今後どのように考えているのか、ご説明いただければと思います。これがまず1点。

もう1点、社会教育費のところ、132ページです。

博物館費でございます。博物館は新しい事業を非常にうまく取り入れているなというふうに感じております。平成23年度の点検・評価の報告書の中にも書いておいたのですが、幅広い年齢層に親しまれる博物館として、また、さらには市民との協働による博物館ネットワークのコアの施設として機能できるように意図しているようでございますけれども、JAXA連携による展示だとか、非常に興味のあるものが事業の中に組み込まれておりますが、そういった内容をより密にPRといいますか、発信していくことが非常に重要だということを申し上げてあるわけなのですが、平成25年度では、それについて、どのようにお考えになっているか、ご説明いただければと思います。

2点です。

川島文化財保護課長 川尻遺跡の今後の活用ということでございますけれども、川尻石器時代遺跡につきましては、古く昭和6年に国の指定となりました。縄文時代の中期から後期の約5,000年から3,000年前の大規模な集落の遺跡ということでございます。史跡の指定面積が2万3,356平方メートル。今回、637平方メートルを購入いたしまして、公有地の面積にいたしますと、2万541平方メートルになります。公有地の率は88%ということになります。

今後の活用でございますけれども、将来的には、川尻遺跡の特徴であります、自然石を多く使用した住居、それからお墓ですね、また中央の広場、こうした特徴的な川尻遺跡の集落がございます。こうした縄文時代の集落を体験できるような、歴史的景観を復元して、学び、憩いの場として、史跡の整備を進めていきたいというふうに考えております。

これまで整備に向けまして、平成18年から平成21年の4力年で発掘調査を行いまして、現在は、その調査から得られました出土品の整理であるとか、また報告書の作成、こ

ういった調査の成果をまとめております。こうした調査の成果を含め、今後どのような整備をしていったらよいのか検討してまいりたいと考えております。

当面の活用でございますけれども、説明板の充実であるとか、また散策路、ベンチなど、地域に親しまれる整備を検討するとともに、文化財の探訪や、あるいは出土品の展示など、史跡のPR事業を充実してまいりたいというふうに考えております。

今年度におきましては、今月16日ですけれども、市立博物館の企画展の中で、「縄文時代のまつりの道具」ということで、「川尻遺跡小池氏コレクション展」を行います。これは1部、2部ということで、最終は連休の5月6日まで行いますけれども、こうしたPRの事業を引き続き充実させながら、川尻遺跡の整備に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

菊地原博物館長 博物館におけるPRについてのご質問にお答えいたします。

博物館では、今年度、JAXA連携企画展「宇宙科学の先駆者たち」ということで、糸川英夫と小田稔、また、「北里柴三郎展」では、北里研究所の100周年、北里大学の50周年、これを記念した企画展。また、尾崎弴堂記念館では、尾崎弴堂を身近に触れていただくような企画展など、10の企画展を実施しております。また、それぞれ40を超える講座・講演も行っておりまして、ご好評をいただいております。

これら事業のPRにつきましては、基本的には広報さがみはらの特集ページでPRするほか、博物館ホームページ、ブログ、ツイッター等を利用して、PRを図っているところでございます。それ以外にも、たくさんの方に触れていただきたいと考えておりますので、現在、淵野辺駅の改札や区役所情報コーナーに掲示をしましたり、相模大野のペデストリアンデッキに「パブリックインフォメーション」という電光掲示板がございますが、そこでもPRを行っているところございまして、今後も、様々な方策でPRを図っていきたいと考えているところでございます。

溝口委員長 121ページなのですが、121ページの一番上の新のところなのですが、支援教育支援員、支援教育指導員、109名と3名という予定になっているようですが、この方々の職務内容について詳しくご説明をいただきたいのですが。

齋藤学校教育課担当課長 まず、支援教育支援員についてでございますが、今年度、74校に配置させていただいております支援教育学習指導補助員を発展させまして、個別の支援を中心にした体制から各学校の支援教育コーディネーター等と連携して、学校全体の支援に対する充実を図る職員ということで、109校全校に配置したいと考えております。

支援教育指導員 3 名につきましては、各学校の巡回相談を担っている職員となっております。学校教育課に配置させていただいて、要請訪問等にも対応しているところでございます。

以上です。

溝口委員長 それに関連するかもしれませんが、私たちは、本年度、点検と評価において、不登校の児童・生徒には早期の対応が重要であるということを認識しているわけですが、学校ごとに捉え方等に差があるのではないかというふうな思いをしているところです。学校への働きかけが必要というふうな提言をしたのですが、それは来年度予算に活かされているのでしょうか。

山口青少年相談センター所長 青少年相談センターにおきましては、月 7 日以上欠席いたしました児童・生徒の状況につきまして、全ての小中学校から毎月報告を受けておりまして、その集計結果と分析の資料を学校に還元しております。集計した中から、新たに不登校になる可能性のある児童・生徒に対しまして、当センターの学校担当の指導主事及びカウンセラーから早期に対応するよう、学校へ働きかけを行っております。

また、不登校の未然防止等、早期対応を目的としまして、文科省の資料を参考にし、本市独自の資料を作成しまして、学校の全教職員へ「e - ネット S A G A M I」で配信をしたり、様々な会議の席上で具体的な活用例を紹介したりしております。

溝口委員長 平成 2 4 年度の不登校の生徒は減っているという話を聞いているのですが、具体的に何人ぐらい、どのように減っているのでしょうか。現状について、教えてください。

山口青少年相談センター所長 本来、不登校といいますのは、年間 3 0 日以上欠席の児童・生徒を対象といたしますので、年度が終わりませんと、正確な不登校者数は掌握できませんけれども、神奈川県教育委員会では、上半期、4 月から 9 月までの 1 5 日以上の欠席を不登校とみなしまして、調査をしております。平成 2 4 年度 9 月段階で、平成 2 3 年の 9 月と比較いたしますと、小学生は、平成 2 3 年 9 月に 1 3 5 人いたものが、平成 2 4 年 9 月では 1 0 0 人となっており、3 5 人の減少となっております。一方、中学生では、平成 2 3 年 9 月が 4 9 8 人、平成 2 4 年 9 月が 5 0 4 人でございまして、6 人の増加となっております。小学生は減少傾向、中学生はほぼ横ばいというふうに認識しております。

小林委員 ただいまの委員長の質問に関連してなのですが、不登校ということで学校に行けない子どもたちが違う場所で学習していると思いますけれども、センターにいる担当カ

ウンセラーが保護者等のカウンセリングをしたり、学校の先生と連絡をとっていると思うのですが、結局、カウンセラーと保護者と学校現場の先生方がやはり子どもの育ちについて、あるいは変容について共有することは非常に重要かと思うのです。そういう意味でも、例えば、子どもはA中学校に籍があるのだけれども、青少年相談センターで学習している場合にそういう子どもたちの姿を実際に学校の先生が見にこられたりすることはあるのでしょうか。

山口青少年相談センター所長 現在、相談指導教室に通っています生徒は、小学生が16人、中学生が85人と100人を超えております。毎学期、当該校の学級担任の先生を各相談指導教室にお呼びしまして、担当の相談員、室長、カウンセラーも含めて、情報交換を行っております。

大山委員 先ほどの委員長の発言にも関係してくるのですけれども、やはり昨年、本年度の点検と評価におけるヒアリングの中で、特別支援事業と、それから少人数指導の事業の非常勤職員の職務内容にオーバーラップがあるということで、その辺を少し整理するということがあったと思うのですね。今回の予算について、そのことが、どのように反映されているのか。先ほど支援教育の補助員という名称が支援員に変わったと、それで人員も増えたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

今井学校教育課長 委員ご指摘のとおり、施策説明書の118ページ、少人数指導等支援事業と120ページ、上段の特別支援教育事業、特別支援教育推進事業の中にある、支援教育支援員の業務が、今年度までは重なりがある部分があるというご指摘をいただきました。いわゆる個別の支援を行っているというところで共通しているというようなご指摘をいただいたものですから、その部分を整理させていただいて、個別の支援については、支援教育支援員、そして、少人数指導を行う人員として少人数指導等支援事業ということで、人的な支援を行うというふうな整理でございます。

田中委員 先ほどの家庭教育啓発事業についての追加質問ですが、各ブロックで講演会や学習会などの事業は行っていると思うのですけれども、そこに参加する参加者があまり多くない。なかなか集まってくれないという話を聞いたのですけれども、例えば日時や開催日を工夫するとか、何か保護者が集まりやすいような、参加しやすくなるような工夫をして欲しいと点検評価のヒアリングで提案をしたと伺っているのですけれども、生涯学習課から市P連に対し、そのことに対して何か助言やアドバイスをされたのでしょうか。

大用生涯学習課長 家庭教育啓発事業につきましては、先ほど概要を申し上げました。点

検・評価の指摘をいただいたのが年度途中でしたので、実際には多くのブロックで事業の組み立てをしていましたので、全てが反映できるという状況ではありませんでした。ただ、夜間にやっていた事業を昼間や午後に実施するとか、あるいは、今まで学校の体育館でやっていたものを近くの文化ホールでやって、多くの人が集まれるような環境で開催するという工夫をされて実施しているブロックもございました。

来年度の実施にあたりましては、委員から頂戴いたしましたそのようなご指摘をうまく事業の中に組み入れるような工夫をしていただくように、ぜひ私どもでも市P連の方に働きかけをしたいと思っております。

小林委員 本年度のはじめ、4月ごろ発生したYouTubeの動画の事案、いじめ的な内容もあるし、暴力的な内容はあるかと思うのですが、このような事件が起きているわけですが、これが起こらないようにするのは当然大事なことなのですが、そういう対処だけでなく、いじめの発生をもうとにかく未然防止するのだということが非常に大事だという話をご提言申し上げたわけですが、本年度の予算上にどんな姿で反映されているのか、ご説明いただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

小泉学校教育課主幹 予算書の121ページをご覧くださいと思います。

予算上では、児童・生徒健全育成事業といたしまして、学校、地域、教育委員会等を含めた中で、いじめの未然防止、あるいは早期発見に取り組むための啓発事業等を実施する予定でございます。

小林委員 もう一つ、この嘱託員の増のいじめ対策とありますね。少人数指導非常勤職員の講師の減となっておりますが、それに対していじめ対策の嘱託員は増額となっておりますが、これについてご説明ください。よろしくをお願いします。

今井学校教育課長 資料で申し上げますと、平成25年度相模原市一般会計予算書及び予算に関する説明書の方をご覧くださいまして、221ページをお開きいただければと思います。

そこでございます、下段、職員の人件費及び一般管理事務費に要する経費の中の8番、嘱託職員経費の中で、来年度、学校教育課の中に組織することを計画してございます嘱託職員の経費を計上してございます。それと、各学校で、いわゆる生徒指導上の問題等が発生した場合に、臨時的任用職員を派遣する経費といたしまして、その下にございます、9番の経費で対応をするという形で盛り込んでございます。

溝口委員長 説明書の方の125ページの一番上です。野外体験教室活動費、この中に活

動協力者という方が、若あゆに503人、やませみに340人と書いてございますが、この活動協力者という方は体験活動でどのような役割を担っているのかご説明ください。

青木相模川自然の村野外体験教室所長 子どもたちの体験活動の指導にかかわる指導をしていただける外部の協力者といいたいでしょうか、指導主事も子どもたちの活動指導にかかわりますけれども、指導主事だけでは足りませんので、地域の方等にそれぞれ専門的な指導についてはお願いしている部分でございます。

例えば、若あゆでしたら、こまをつくったり、たこをつくったりとか、そういう部分についての指導をお願いしたり、やませみについては、間伐の体験だとか、あとはまき割りとか、そういう活動についての指導をお願いしている部分でございます。

溝口委員長 1月の下旬だったでしょうか、私たち教育委員全員がやませみの自然体験スクールに参加いたしました。里山のくらし体験をするという中で、まき割りですかね、なた、まさかりで木を割ったりすること、それから、それが終わった後、お餅をついて食べたのですけれども、非常に子どもたちが熱心にまきを割ったり、お餅をついたりする体験活動の様をつぶさに見ることができ非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。やませみでは、非常に楽しい体験活動を展開しており、子どもも保護者も貴重な体験となったのではないかと感想を抱きました。

田中委員 説明書の120ページです。

総合学習センターのところで、学校と地域の協働推進事業の中で、協働推進コーディネーターを小中学校に配置するというところで、配置校が6校で、前年比で3校増となっております。コーディネーターの配置は、これからも6校を維持していくのか、それとも、今後は増やしていくのか、どのような計画になっているのかお聞きしたいと思います。

それから、さがみ風っ子教師塾事業はもう何年か経つと思うのですけれども、教師塾の運営状況について教えていただきたいと思います。

金井総合学習センター所長 まずはじめに、学校と地域の協働推進コーディネーター事業についてでございますけれども、今年度までのモデル事業、3年間の検証を終えまして、各校におきまして、大変有効に活用していただいて、地域との協働も進んでいるという捉えから、来年度におきまして、6校に拡充することといたしました。学校に周知したところ、8校もの応募がございまして、学校側のニーズも我々の捉えよりも多いと考えておりますので、今後、検討をいたしまして更に充実させていきたいと考えております。

続きまして、教師塾の運営についてでございます。現在、第4期の塾生の指導をしてい

るところでございます。4つあるステージのうち第3ステージを行っているところございまして、具体的な授業づくりについて、先輩である現役の先生や卒塾生の模擬授業を見たり、大学の講師の先生から授業づくりの基本について教えていただいたりしながら、授業力をつけることを目的に塾生たちは一生懸命やっているところです。

あわせて、この4月に本市の教員として採用される方々にも採用前の研修という勉強の位置付けで、ぜひ参加をしませんかとアナウンスをいたしまして、聴講生として15名の方からご応募いただき、現在、塾の聴講をしていただいています。

あわせて、大変ありがたいことに、現職の教員の方も、さらなる自分の教師力の向上ということで聴講に来ていただいている方もおります。そうしたことから、今後も引き続き学校にも一層のアナウンスをしていきたいと考えております。

田中委員 現職の先生も聴講できるという、とてもいいシステムだなと思いました。

実際に、こちらで受講生となられた中で、相模原市の先生になっていただけののが一番いいのかなと思うのですけれども、実際には、聴講生も含めて受講生の中でどのぐらいの割合の方が採用されて教師になられているのでしょうか。

金井総合学習センター所長 これまで卒塾生として第3期までを輩出してございます。そのうち、128名が教員採用試験に合格しておりますが、諸般の事情等、また、これまでは県と合同開催であったこともありますので、本市独自採用で相模原市だけを受けということが可能になったのは今年度からということもございますので、9名の方が他地域での採用になっており、本市で教員になっている方は119名となっております。

大山委員 説明書の120ページ、やはり総合学習センター費の中で、今まで内容を熟知していなかったのですが、イントラネット活用事業ということで、学校間のネットワークシステムの維持管理及びセンターサーバなどの機器更新ということで、具体的にその内容をお教えていただきたいことと、今後の活用ですね、現在の活用と今後の方向性について、ちょっとお教えいただきたいのですが。

金井総合学習センター所長 現在、「e-ネットSAGAMI」と呼んでおります学校間イントラネットを設置してございまして、教育委員会と各学校、それから各学校間を結ぶものでございます。こちらのサーバの維持管理ということでございますけれども、実際には、例えば、教育委員会からの通知等につきましては、この「e-ネットSAGAMI」を通じて、各校に発送をしていたり、調査や回答を求めるものにつきましては、学校の方からこの「e-ネットSAGAMI」を使って、ご回答いただいたりというようなこと

をしております。また、各校においては、使い方を工夫していただきまして、1週間の行事予定ですとか今日のスケジュールだとかということをパソコンで全員が一覧できるようなことも、工夫して活用していただいております。

それから、「e-ネットSAGAMI」の中には、教材を格納しておく場所もございまして、教材をそこから活用していただくような利用も可能となっております。教材の中身につきましては、今後、さらに充実させていかなければならないというふうに課題として捉えております。

大山委員 教育委員会からの通知や案内というのは、各学校にこの「e-ネットSAGAMI」というものを通じて発信されているということですね。

金井総合学習センター所長 教育委員会からの通知等につきましては、紙文書で送付されるものもございませぬけれども、基本的には、この「e-ネットSAGAMI」を活用して通知をしております。また、学校の文書管理規程というものがございまして、それに合わせた文書処理ができるように、今年度中に「e-ネットSAGAMI」の改修を行いまし、来年度はその周知期間として、平成26年度から「e-ネットSAGAMI」を使って、より効率的に文書管理ができるようにしていきたいと考えております。

大山委員 こういったシステムを活用して学校と教育委員会事務局の間の文書管理についてもしっかりしていこうということですね。いずれは、こういうIT化といいますか、ペーパーレスという形になっていくということですね。

金井総合学習センター所長 ペーパーレスに向けて、一歩ずつ進めていくところでございます。

岡本教育長 先ほど金井所長から、119名が教壇に立っているということでしたが、この4月に立つ人も入れて119名ではなかったですか。たしか70数名の卒業生が既に教師として教壇に立っていて、40数名がこの4月に合格になっていて、4月以降で120名ほどの卒業生が教壇に立つ人数ではなかったですか。

金井総合学習センター所長 大変申し訳ございません。平成24年度実施、本年度実施の教員採用試験の合格者を含めて119名でございます。現在の塾生の中にも、第4期生として合格者も含まれておりますが、今年度の合格者を含めてということでございます。失礼しました。

溝口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第3号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第3号は可決されました。

ここで、職員の入れ替えのため、休憩いたします。それでは、3時25分に開会いたします。どうもありがとうございました。

(休憩・15時14分～15時25分)

溝口委員長 それでは、会議を再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

相模原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

溝口委員長 それでは、日程4、議案第4号、相模原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奈良田保育課長 議案第4号、相模原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則にきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書をご覧いただきたいと存じます。

本議案は、教育委員会の承認を得た園児の相模原市立幼稚園の通園区域に係る規定の追加、同園の休業日を保育日とすることができる規定の追加、同園の学年始休業日の変更並びに相模原市立城山幼稚園の冬季休業日及び学年末休業日の変更をいたしたく提案するものでございます。

改定の内容につきまして、ご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、議案第4号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、教育委員会の承認を得た園児の通園区域に係る規定の追加についてでございます。

第2条に、「ただし、教育委員会の承認を得た園児の通園区域は、この限りでない。」とのただし書きを加えるものでございます。これは、卒園を間近に転出しなければならない場合や、住宅の建て替えで一時的に転出する場合などに、区域外通園を承認するものでございます。

次に、休業日を保育日とすることができる規定の追加、学年始休業日の変更並びに相模

原市立城山幼稚園の冬季休業日及び学年末休業日の変更についてでございます。

まず、第5条第1項第4号におきまして、学年始休業日の最終日を、現行の「同月4日」、これを「同月5日」に改めるものでございます。これは、現行の相模原市立小学校の学年始休業の最終日が幼稚園と同じ4月4日であるため、翌日の4月5日は幼稚園の始業式と小学校の入学式が重なることとなります。同一の世帯に、小学校に入学する兄弟がいた場合、保護者が両方の式に出席しやすいように、幼稚園の学年始休業の最終日を「同月5日」に変更するものでございます。

続きまして、第5条第2項を「園長は、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て、休業日を保育日とすることができる。」に改めるものでございます。これは、現行の相模原市立城山幼稚園の学年始休業日、冬季休業日及び学年末休業日を他の市立幼稚園の休業日に統一するとともに、休業期間中における園の行事等の実施を可能にするための規定を追加するものでございます。

なお、本規則の施行期日でございますが、第5条の休業日の改正につきましては平成25年4月1日から、第2条の通園区域の改正につきましては公布の日からといたすものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

大山委員 この件は、多分、旧津久井4町と合併したときからの問題だと思うのですね。これは幼稚園に関することで、各町ごとにそういったものがあったということで、5年間ぐらいは現状のままというようなことがあるかと思ったのですが、今後も、旧津久井4町との合併に際して、まだこういった問題が出てくる。そういったものがまだあるのではないかと予測されるのですが、いかがでございましょうか。

奈良田保育課長 例えば今回の区域外通園については、実際に対象となるお子さんがいらっしゃるということで、今回規則を改正させていただき対応することとしたものです。

それから、城山幼稚園の規定を見ますと、城山幼稚園だけいろいろと別の規定がございました。委員がおっしゃられていたように、この3月で全体の合併から6年になりますので、一旦、整理・検証をした上で見直しを行うものです。

それから、教育委員会の承認を得て休業日を保育日とすること等については、これは例えば、夏に夕涼み会などをやりますと、これは父母会がやっていたりもするのですが、こ

れも園が主催してできるというような形に改正するものなのですが、まだ一部、園の開所時間等も少しまだ違いがあったり、お預かりするお子さんの年齢も違いがあります。ただ、こうしたところを一遍に見直すのには、平成20年に幼稚園のあり方の検討会を開催しましたが、そこでの課題などもまだ細かいところが検討し終わっていませんので、今後、もう少しお時間を頂きまして検討をしてみたいと考えております。

溝口委員長 ほかに、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第4号、相模原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について

溝口委員長 次に、議案第5号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第5号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案の1ページをご覧いただきたいと存じます。

本議案は、相模原市立小山公民館の大規模改修工事及び増築工事に伴い、その位置を工事期間中は仮設の施設の所在地に、工事終了後は現在の施設の所在地に変更するための規定を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため提案するものでございます。

改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1条でございますが、現在の位置である「相模原市中央区向陽町8番1号」を仮設の位置である「相模原市中央区向陽町1番8号」に改めるものでございます。

第2条は、工事終了後、現在の位置に戻るもので、仮設の位置である「相模原市中央区向陽町1番8号」を現在の位置である「相模原市中央区向陽町8番1号」に改めるものでございます。

次に、附則についてでございますが、第1条の仮設の施設への移転に伴う位置の改正につきましては、平成25年7月27日から施行し、第2条の工事終了後に現在へ戻ることに伴う改正につきましては、公布の日から起算して1年1カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

続きまして、2ページ、議案第5号関係資料、案内図をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、仮設の施設につきましては、ご説明申し上げます。

設置場所につきましては、構造が鉄骨造2階建て、延べ床面積が591.94㎡の民有施設内といたしまして、そのうち330.09㎡を専用利用するものでございます。

次に、改修後の施設でございますが、施設の延べ床面積は現行の938.06㎡から1,016.90㎡と、78.84㎡増加するものでございます。

恐れ入りますが、3ページの配置図をご覧いただきたいと存じます。太い実線でお示しいたしました部分が増築部分となっております。

改修後の主な諸室につきましては、4ページの1階平面図をご覧いただきたいと存じます。

1階には、別棟にまちづくりや福祉など地域団体の活動の拠点となるコミュニティ室を新設いたします。また、大会議室を拡充し、図書室を2階から移設いたします。

続いて、5ページの2階平面図をご覧いただきたいと存じます。

2階には、多目的室を新設し、ほかに、エレベーターの更新や屋上に太陽光発電設備を設置いたします。

最後に、主な事業スケジュールにつきましてご説明申し上げます。

本年7月27日から仮設の施設で業務を開始し、工事に着手し、竣工は来年2月末の予定でございます。その後、3月中旬に改修後の施設に戻り、供用を開始する予定でございます。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員 平面図で5ページの2階の方になります。多目的室を新しく加えるということですが、会議室と多目的室、どのような違い、何かづくりの違いがあるのかどうかを教えてください。

大用生涯学習課長 2階、改修後の小会議室の下の多目的室でございますが、この多目的室につきましては、基本的に床をフローリングで整備しようと思っております。多目的室の前は図書室だったのですけれども、図書室が1階にoirること、1階部分の和室がなくなるわけです。和室で行われていた活動を多目的室でも行えるようにということも考えてございます。特に、いわゆる床に直接体をつけて行うような活動、ヨガだったり、あるいはダンスだったり、姿見の鏡などもつきますので、クラシックバレエなどもできると思うのですが、そういう活動がその場所では安心してできるような、そういう整備を考えるとともに、机や椅子なども出せるようにして、会議などにも対応できるようにしたいと思っております。

畳との大きな違いですが、高齢者の方は、あまり畳の部屋（和室）というのは足が不自由になると非常に使いにくいという声も、地元から聞いております。フローリングにすることで両方に対応できる、椅子と机で対応できるというような使い勝手を想定してございます。

田中委員 ということは、多目的室へは下足では入らないようなシステムでしょうか。

それと、もう1つ、子どもたちは、よくサークル活動、保育サークルなどが活動すると思うのですが、例えば和室ですと、多少転んでも、何というのですか、クッションが効いていると思うのですが、多目的室がフローリングになったことで、子どもたちが利用するのに支障はないのでしょうか。

大用生涯学習課長 まず、1つ目ですが、基本的に段差をなくして、ただ、外履きではなく、そこで靴を脱いで中に入ってくださいということを想定してございます。

実はもう1つ言わなければいけなかったのが、今、和室でも、お子さんを連れのお母さん方がそこで子育てにかかわる活動をしております。そういう方たちからも、ぜひフローリングの部屋を整備してくれないかという声がありました。完全に床を木だけでなく、そこに敷くものがちゃんと用意されれば、安心して子どもがそこで活動できるということがございますので、それに対応していければと思っております。

小林委員 4ページと5ページの図を見まして、3点ございます。まず、図書室が2階から1階にoirた。多目的室が誕生して和室が消滅。そして、コミュニティ室が新設される。こういう動きのきっかけからプロセス、ここまでに至ったプロセスというのはどういう流れになっているのでしょうか。お願いしたいと思います。

大用生涯学習課長 実は、公民館の改修につきましては、基本的に地元で改修にかかわる

検討委員会をつくっていただいております。小山につきましても、検討委員会をつくっていただいて、そこで様々な利用者の声、あるいは、ほかのところの改修をしている公民館に視察に行って、小山公民館でぜひ取り入れたいもの、そういうものを地元の方が検討して、要望を上げていただいております。その上げていただいた要望に基づきまして、担当課と、それからその検討会で意見の交換をしながら、だんだんと中身を決めていって、最終的に市として基本計画を立てます。その基本計画に基づいて、部屋の細かい配置や機能等を含めた実施設計を立て、現在に至っているという過程でございます。

溝口委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 では、ありませんので、これより採決を行います。

議案第5号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決されました。

相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について

溝口委員長 次に、日程6、議案第6号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

林教育総務室長 議案第6号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、非常勤特別職職員の報酬額の改定及び職名の変更をいたしたく提案するものでございます。

議案第6号関係資料2をご覧いただきたいと存じます。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬額につきましては、現在、学校に在籍する児童等の数により大まかに区分しているところですが、合併後においては、児童数の数が様々であることから、学校規模に沿った報酬額とするものでございます。

学校医及び学校歯科医につきましては、「月額2万5,000円を超えない範囲内で教育委員会が定める額。ただし、健康診断を実施する場合は、診断した児童・生徒または幼

児の人数に200円を乗じて得た額を加算して得た額」に改めるものでございます。

同様に、学校薬剤師につきましては、「月額2万1,000円」に改めるものでございます。

また、応援医につきましては、「日額3万900円」から、「健康診断で診断した児童・生徒または幼児の人数に200円を乗じて得た額」に改めるものでございます。

次に、「支援教育学習指導補助員」につきましては、支援を必要とする児童及び生徒が在籍する学級において、個に応じた指導等を行うものでございますが、児童及び生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学級担任等と協力し、校内支援体制の充実を図る職務とするため、職名を「支援教育支援員」に改めるものでございます。

なお、本規則の施行期日につきましては、平成25年4月1日からとするものでございます。

報酬額の改定に関する詳細につきましては、学校保健課長から説明させていただきます。
鈴木学校保健課長 報酬額の改定につきまして、ご説明申し上げます。

現在、教育委員会では、市立小学校72校、中学校37校、合わせて109校に対しまして、学校保健安全法に基づきまして、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、学校医として内科、眼科、耳鼻科の医師、学校歯科医並びに学校薬剤師を非常勤特別職としてお願いし、学校における定期健康診断のほか、健康相談、健康管理、学校環境衛生の向上に努めていただいているところでございます。

現在の規則上の報酬額の区分につきましては、再度、関係資料2をご覧くださいと存じます。

表の現行にございますとおり、各学校に在籍する児童・生徒または幼児の数により、800人以下、1,200人以下、1,500人以下、1,501人以上の大まかに4つに区分されております。ご承知のとおり、かつては本市でも、昭和40年代や昭和50年代には児童・生徒数が2,000人を超えるような大規模校もございましたが、今では1,000人を超える規模の学校はございません。このため、現在の規則の区分上、こちらの1,200人以上1,500人以下及び1,501人以上、この右側の2つの区分については使用していない状況でございます。このため、各政令指定都市の学校医等の報酬の調査などを行い、今回の見直しに至ったものでございます。

この改正後の報酬の詳細につきましては、関係資料3をご覧くださいと存じます。

1の目的は省略させていただき、2の学校医及び学校歯科医の報酬額についてでござい

ますが、2万5,000円の内訳といたしまして、(1)のアにございますとおり、学校医及び学校歯科医の基本額を月額2万円とし、イにございます学校からの相談等にかかる指導料を月額4,000円、さらにウにございますが、医師及び歯科医の配置状況から、城山地域を除く津久井地域に月額1,000円を加算した合計が、学校医と学校歯科医の月額の報酬になるものでございます。

また、(2)にございますとおり、加算額といたしまして、健康診断における児童・生徒の診断について、1人当たり200円をお支払いするものでございます。

次の裏面でございますが、2ページになりますが、3の学校薬剤師につきましては、基本額2万円のほか、指導料といたしまして月額1,000円を加算するものでございまして、薬剤師業務には健康診断等はございませんので、児童・生徒の加算はございません。

4の応援医につきましては、健康診断時の応援をいただいた場合、児童・生徒1人当たり200円を報酬としてお支払いするものでございます。

5の報酬の算出方法につきましては、今ご説明申し上げた報酬の合算になりますが、参考でございますとおり、各区分の改正後の平均では、現行の報酬を3%から7%下回る状況でございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

応援医についてですが現在、相模原市でどのくらいの学校にこの応援医が出られているのでしょうか。

鈴木学校保健課長 現在は応援医というのはございまして、内規上は、児童・生徒数1,000人以上の学校に内科医1人及び歯科医1人を配置し、健康診断に従事するというところでございます。

溝口委員長 現在はいらっしゃらないのですね。

鈴木学校保健課長 はい。

大山委員 学校医に関しての報酬につきましては、政令市になり、ほかの政令市と比較・検討し、学校医としての報酬の積算根拠を明らかにしたということで、他の政令市と比較しても遜色のないものであると思います。

溝口委員長 質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第6号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第6号は可決されました。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

溝口委員長 次に、日程7、議案第7号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第7号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、光が丘小学校及び並木小学校の通学区域の一部を変更いたしたく提案するものでございます。

2枚めくっていただきまして、議案第7号関係資料2をご覧くださいと存じます。

1の改正の理由でございますが、神奈川県企業庁が、県立相模原工業技術高等学校跡地を開発区域として実施する「光が丘エコタウン創造事業」の実施に伴いまして、新たな住宅地が創出され、平成25年度以降着工となりますけれども、128戸の住宅の建設が予定されていることから、地域コミュニティとしての自治会の区域や通学の利便性、学校規模等を考慮いたしまして、通学区域の見直しを行うものでございます。

1枚おめくりいただき、関係資料3の区域図をご覧くださいと思います。

青い線で囲まれた区域が並木小学校の通学区域でございますが、光が丘エコタウンの事業区域は、道路を隔てまして光が丘小学校の正面に面していることから、この区域を光が丘小学校の通学区域に変更いたすものでございます。

なお、現状の学校規模、入居見込児童数及び将来推計につきましては、前にお戻りいただき、関係資料2をご参照いただきと存じます。

次に、改正の内容についてでございますが、その前のページの関係資料1をご覧くださいと存じます。

別表第1の小学校通学区域につきまして、光が丘エコタウンの事業区域が光が丘2丁目

18番となることから、現行の光が丘小学校の通学区域に光が丘2丁目18番を加えるとともに、並木小学校の通学区域から同地域を削除するものでございます。

なお、この規則の施行期日は、平成25年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第7号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

大山委員 この通学区域を決める根拠というのですか、どんなところにあるのでしょうか。教育委員会で決めるということの一言は理解するのですが、通学区域の決定、この件ではなくて、一般的にどのようなことで決められているのか、お教えいただきたいのですが。

長嶋学務課長 通学区域の決め方については、特に法令上の定めというのはいりません。道路や河川等の地理的状況で考える場合もございますし、地域社会、先ほど地域のコミュニティ、自治会等の単位というのもございます。そういった地域コミュニティの関係。それから、地域社会における歴史的な経緯の様々なこと。それから、また1つの観点としましては、学校規模の適正化の観点。そういったものを勘案いたしまして、地域の皆さんと相談しながら決めていくというようなことになっております。

大山委員 地域の方の要望が非常に強い場合に、現状の通学区が変更になる可能性というのはあるのでしょうか。

長嶋学務課長 やはり地域のコミュニティ、そういったものも大切なことだと考えております。ただ、学区を地域の方の要望どおりに自由に変更するということになりますと、先ほど申し上げました学校の規模の大幅な変更になってしまう可能性があります。場合によっては統廃合に向かうというようなことの可能性も出てきてまいりますので、その辺については、地域の皆さんと、そういったことも踏まえながら、相談しながら決めていくということになります。もちろん、地域のまとまった考えで、そういうように地域の考えが分裂するということなく、一致した考えで、そういったことも含めてやっていただければ、教育委員会としても相談に乗っていくというような態勢ではあります。

溝口委員長 関係資料2の3番ですね、3番の光が丘エコタウン入居見込児童数ですけれども、0歳から5歳までの人数と小学校1年から小学校6年の人数が、ちょっと差があるように思うのですけれども、これは何か算定基準みたいなものがあるって当てはめたのでしょうか。

長嶋学務課長 一般的に、例えばマンションなどができた場合のこれまでの経過等の基準でやっているわけでございます。あくまでも一般的な基準ですので、実際に光が丘エコタウンができたときにこのとおりになるかというのは、まだ見込みが付きません。特に光が丘エコタウンですと、戸建て住宅で128戸、それから、それぞれの敷地面積も非常に広く、現状の分譲住宅に比べると広い敷地で考えているようでございますので、通常とは若干違う可能性も出てきますけれども、計算上は、これまでの推計値をもとにやらせていただいたということでございます。

溝口委員長 そうすると、そこに建つのは戸建て住宅なのですか。マンションみたいなものは建つのですか。

長嶋学務課長 光が丘エコタウンの計画をいただいておりますけれども、いわゆる学校の跡地になりますけれども、34,800㎡、そこに1区画135から180㎡の住宅が128戸の予定となっております。ですから、135から180㎡ということですので、相模原市内で分譲住宅がある敷地よりは広めで計画されているようになっております。

なお、今後の予定ですが、早ければ、2月から造成するということになってはいますが、これが若干遅れていると聞きいております。その後、住宅の建設に着手いたしまして、予定では平成26年の2月ごろ、来年の今ごろには入居が開始されるというような計画になっております。これが若干遅れているようですから、年度が変わったところには入居が始まることとなりますと、恐らく平成25年度中に住民の皆さんが契約されるということになりますので、早い段階で学区を決めておくことが必要であろうということで、この時期に規則を改正したいというものでございます。

溝口委員長 ほかに質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第7号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第7号は可決されました。

相模原市立公民館館長の人事について

溝口委員長 次に、議案第8号、相模原市立公民館館長の人事についてを議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第 8 号、相模原市立公民館館長の人事について、ご説明申し上げます。

本件は、社会教育法第 28 条の規定により、相模原市立公民館館長の任期満了に伴う後任館長の任命をいたしたくご提案するものでございます。

平成 25 年 4 月 1 日付で委嘱いたします公民館長は、お手元の資料にございますよう、大沼公民館館長、山梨薫氏でございます。津久井公民館館長、小澤研二氏でございます。青根公民館館長、柳川太造氏。また、桂北（兼）千木良公民館館長、大神田賢氏でございます。

恐れ入りますが、1 枚おめくりいただきまして、議案第 8 号（資料）によりご説明させていただきます。

山梨氏の主な履歴でございますが、西大沼 2 丁目自治会会長等をされており、今回は新規の委嘱でございます。

小澤氏につきましては、平成 19 年 4 月より委嘱いたしており、今回は 3 期目の委嘱でございます。

柳川氏につきましては、平成 22 年 4 月より委嘱いたしており、今回は 2 期目の委嘱でございます。

大神田氏につきましては、平成 19 年 4 月より委嘱いたしており、今回は 3 期目の委嘱でございます。

いずれの方々も社会教育に理解が深く、公民館運営に熱心に取り組むことができる方であるということで、それぞれの公民館運営協議会よりご推薦をいただきました。

今回、委嘱いたします公民館長の任期につきましては、委嘱の日から 3 年間ということで、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとなっております。

なお、今回の公民館長の委嘱のほかに、同じく平成 25 年 4 月 1 日付で委嘱する公民館長が 4 名ほどおりますが、現在までのところ、公民館運営協議会より推薦書が提出されておりませんので、次回の教育委員会 3 月定例会でご提案する予定でございます。さらに、4 月 23 日付で 1 名、5 月中に 3 名の公民館長を委嘱いたしますので、同様に 3 月定例会におきましては、計 8 名の公民館長の人事についてご提案する予定でございます。

以上、議案第 8 号、相模原市立公民館館長の人事につきまして、ご説明させていただきます。

ました。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第8号、相模原市立公民館館長の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第8号は可決されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

事務局から報告事項があるようですが、ここで、職員の入替のため、休憩いたしたいと思います。それでは、4時15分から再開いたします。

(休憩・16時10分～16時15分)

溝口委員長 それでは、再開いたします。

今井学校教育課長 申し訳ありません。先ほど議案第3号の中で、いわゆる学校、生徒指導上の問題があった場合に、学校に非常勤講師を配置するという予算の項目の番号に誤りがありましたので、ここで訂正させていただきます。

先ほどのご説明の中で、相模原市一般会計予算書及び予算に関する説明書の221ページ、申し訳ございません、前の資料に戻させていただきます。221ページの下段で、学校に非常勤職員を配置する際には、9番の臨時的任用職員等経費という項目でお伝えをさせていただきましたが、これをその上にございます4番、小中学校非常勤講師等経費で行うということで訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

溝口委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

市内中学校3年生男子の傷害事件について

溝口委員長 事務局から順次報告をお願いしたいと思います。

はじめに、報告事項1について、学校教育課からお願いいたします。

今井学校教育課長 最初に、市内中学校3年生男子の傷害事件について、報告させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。資料に沿って説明をさせていただきます。

1番、事件の概要でございます。平成24年10月17日午後0時10分ごろ、市内中学校校内において、被害生徒A（以下「生徒A」という）が加害生徒Bより顔面に膝蹴りを受け、全治1カ月の鼻骨骨折を負った。相模原警察署は12月6日、加害生徒Bを傷害容疑で逮捕したものでございます。その後、警察の事情聴取により、生徒Aに対して10月11日にも校内で暴行が行われていたことが明らかになり、12月18日に加害生徒Cが逮捕されました。さらに、9月7日に生徒Aの腹部を足蹴りした件で、12月19日に加害生徒Dが逮捕されたものでございます。

これについて、私ども学校教育課の方で調査をさせていただきました。

調査の目的といたしまして、今回、市内中学校で起きた暴行事件について、生徒Aは警察での事情聴取の中で、1年次より継続したいじめを受けていたと述べていることがわかっています。よって、事件を防ぐことができなかった要因を明らかにするとともに、今後の改善につなげることを目的とし、次の観点から調査を実施いたしました。生徒Aに対するいじめを学校は認識していたか。1年次から現在まで、学校は生徒に対してどのような対応をしていたか。学校と市教育委員会との連携は十分であったか。この3点でございます。

調査の概要でございますが、調査期間は平成24年12月6日から平成25年2月7日まで、約2カ月間でございます。聞き取りにつきましては、教職員。当該校の校長、これにつきましては平成24年度に校長は転任をして新しい校長に変わっておりますので、現在の校長と、それと前の校長。教頭、生徒指導主任、養護教諭、生徒Aの学級担任（1年次、2・3年次）、2・3年次は同一の担任でございます。学年主任（1年次、2・3年次）、学年の生徒指導担当（1年次、2・3年次）。生徒Aの小学6年次の学級担任。それと、（生徒・保護者）といたしまして、生徒A及びその父母でございます。

おめくりいただきまして、調査書類でございますが、当該校の職員会議記録、平成22年度から平成24年度まで。当該学年の学年会記録、平成22年度から平成24年度まで。生徒指導係会記録、平成22年度から平成24年度まで。生徒A学級担任の指導記録、これは1年次、2年次、3年次と。いじめアンケート集計結果、平成22年度から平成24年度まで。いじめアンケート調査そのものを調査してございます。平成24年11月に実施された分と。校長間の事務引き継ぎ書、平成24年3月29日付のもの。

以上を調査させていただきます。調査により把握した事実として、（1）平成22年

度（関係生徒 1 年次）でございます。

学校の記録によると、生徒 A が何度か周囲の複数の生徒との間でトラブルを起こしていることについては把握し、その都度指導していたが、互いに手を出している事例についてはけんかであると判断し、双方を指導していた。1 対 1 の殴り合いが 2 件、1 対 1 のケンカから生徒 A への集団での攻撃に発展したものが 1 件。生徒 A へのからかいが 3 件。逮捕された加害生徒 3 名との関わりのあるものはございませんでした。

把握したトラブルについては、学年会 学年の職員全員が参加しております の中で報告され、学年職員は生徒 A を見守ることを確認したが、次の理由から生徒 A を特別な保護が必要な生徒との認識は持たなかった。生徒 A も自分から手を出し、互いにやり合っている。学級内で落ちつかない生徒 2、3 名が、生徒 A を含む 3、4 名をからかう場面があり、生徒 A だけが特別に被害を受けているとは認識しなかった。

上記の件とは別に、生徒 A は同学年生徒から廊下等で出会ったときに殴られたりする等のいじめを受けていたと今回の調査の中で述べている。しかし、教師や保護者には相談せず、学校が行ったアンケート調査でも周囲の目が気になり記入できなかったため、学校は把握できていなかった。

（ 2 ）番、平成 2 3 年度（関係生徒 2 年次）でございます。

学級担任の指導記録には、生徒 A が複数の生徒から暴力を受けたことについての記述が数回ある。学級担任及び学年職員は、その都度、暴力をふるった生徒を指導していた。逮捕された加害生徒（ 1 名）からの暴力が 4 月に 1 件ございました。その他の生徒からのささいな理由による一方的な暴力やからかいが 4 月に 1 件、5 月に 2 件、6 月に 2 件、9 月に 2 件ございます。その都度の相手は異なる相手でございます。その他の生徒とのけんか等は、4 月に 1 件、5 月に 1 件ございました。

学級担任は、生徒 A が体がぶつかったなど些細な理由で一方的に暴力を受ける場面が複数回あることから、いじめを疑ったが、いじめのアンケートに記入がなく、生徒 A へ直接声をかけた際「平気です。」と答えたため、いじめ被害者として保護するなどの積極的な対応をとらなかった。

当時の当該校においては、一部生徒による器物破損（ 1 0 件）や教育への暴力（ 2 件）も見られるようになり、教職員が対応に苦慮する場面が増えていた。

生徒 A の事例については、学年会の中で多くの事例の 1 つとしてあげられたが、単発的な事例として捉えられ、暴力をふるった生徒への対応が中心であった。

週に1度開かれる生徒指導係会 校長、生徒指導主任、各学年の生徒指導担当が参加しております で生徒Aについて話題にした記録はない。係会の中では、問題を起こす生徒の指導をどうするかに時間をかけていた。当時の校長は、本事件の加害生徒3名についてそれぞれ協議したことはあるが、生徒Aについては名前があがった程度と記憶している。

当該学年では、いじめ被害者として生徒Aとは別の2年生2名の名前が挙げられており、学年会や生徒指導係会においても共通確認され、カウンセラーと定期的に相談する場を設定するなど解決に向けて対応していた。いずれも本人からの申し出によって発覚したものであった。

生徒Aの保護者から「関係する生徒とかかわりたくない。」、「精神的にまいっている。」等の相談があり、担任はトラブルを避けるため、座席を離すなどの対応をとった。また、生徒Aの保護者は生徒Aに対して、手を出すことをやめるよう指導し、生徒Aは手を出さなくなった。

9月中旬以降、生徒Aが学級担任に周囲の生徒とのトラブルについて相談しなくなったことを、学級担任はトラブルが解消したと認識し、「感情のコントロールができるようになり成長した。」と生徒Aを褒めた。

生徒Aは、同学年生徒から廊下等で会うたびに蹴られたりするなどのいじめが習慣になっていたと述べているが、相談やアンケートの記入等がなかったこともあり、学校は把握できていなかった。

(3)平成24年度(関係生徒3年次)でございます。

平成24年4月、前年度までの校長が転任し、市内中学校より新校長が赴任した。その際の事務引き継ぎ書には、生徒指導上配慮すべき生徒として2名の生徒の記述があるが、本事件に関わる生徒A及び加害生徒3名の名前はなかった。

学級担任 これは2年次より継続でございます は、1学期の間、生徒Aについて特に周囲とのトラブルもなく落ちついた状態と捉えていた。廊下で会うたび、蹴られるなどの暴力は継続していたと生徒Aは述べているが、学校は把握できていなかった。

学校全体としては、火災報知器の発報(23件)や器物破損(16件)、教員への暴力(2件)が起きており、依然として落ちつかない状況が続いていた。

9月7日、生徒Aが腹部に足蹴りを受けた。学校は、警察に被害届を提出するよう生徒Aの保護者に促したが、生徒Aに大きなけががなく、重要な事案として捉えなかったため、

市教育委員会に事故報告を提出しなかった。なお、生徒Aの保護者は、その当時は被害届を出さず、12月14日に改めて被害届を提出した。

10月11日、男子トイレ内で生徒Aに対する暴行があったが、10月20日に警察から連絡があるまで学校は把握できていなかった。

10月17日、生徒Aが鼻骨骨折を負う事件が発生し、10月22日、学校は市教育委員会に事故報告書を提出した。生徒Aの保護者は、学校に伝えた上で、10月20日に警察に被害届を提出し、12月6日に加害生徒Bが傷害容疑で逮捕された。

12月18日に、10月11日の件で当該事件の加害生徒Cが、12月19日に、9月7日の件で当該事件の加害生徒Dが暴行容疑で逮捕された。

生徒Aは10月17日の事件以来、2学期終業式まで登校できない状態が続いていたが、冬季休業中の12月25日から28日の間は、学校において教員による個別の学習支援を受けた。

生徒Aは平成25年1月8日の始業式から登校し始め、徐々に通常の学校生活に戻りつつあります。

加害生徒3名は、それぞれ家庭裁判所により保護観察処分の決定を受け、加害生徒・保護者と学校が今後の生活について確認した後、1月16日から23日の間に登校を始め、通常の学校生活に戻りつつあります。

現在、当該校では、新学期の1月9日から、学校・生徒会・青少年相談員・警察・市教育委員会による挨拶運動や、PTA・市教育委員会・警察等による見守り活動が行われています。また、1・2年生を対象に警察による非行防止教室を新たに実施してございます。

いじめアンケートの調査結果でございます。

1年生のときには、平成22年5月に実施してございます。「いじめられた」と答えた者は29人、「いじめを見たり聞いたりした」が95人。2年生では、「いじめられた」が20人、「いじめを見たり聞いたりした」が69人。3年生、5月に行われたものでは、「いじめられた」と答えた者が9人、「見たり聞いたりした」者が70人。11月の、これは緊急調査でございました。「いじめられた」と答えられたのが11人、「見たり聞いたりした」が39人でございます。被害生徒Aは、各年度ともいじめられたとは回答していませんでした。平成24年11月については、学校に来られない状況の中で行われたものでしたので、参加してございません。生徒Aがいじめられているのを見たり聞いたりしたとの記録は、平成24年11月の実施の中に2件ございました。

5番、本事件における課題。

(1) 学校の課題でございます。

アンケートが十分に機能していなかった。

当該校では、毎年アンケート形式によるいじめ調査を行っていたが、生徒Aはいじめられたと回答していない。その理由としては、記入している状況を周りに知られると何かされるかもしれないという不安や、問題を大きくしたくないという気持ちが働いたためである。

生徒Aの心理的な内面を十分に読み取れなかった。

生徒Aが2年次に周囲の生徒から一方的な暴力を受けた事案が6件確認されている。学級担任は、その都度、関係する生徒を指導したものの、生徒Aに声かけした際に「平気です。」と答えたこともあり、深刻な状況と捉えなかった。子どもの状況については、一面だけで判断するのではなく、日々の継続的な観察や周囲の子どもたちからの聞き取りなど、多面的な情報収集を行い判断すべきであった。

目の前で起きる事案への対応に追われていた。

当該校では、落ち着かない生徒による粗暴な行動や器物破損が多く発生し、教職員が問題行動を起こす生徒への日々の対応に追われ、被害を受けている生徒への対応が不十分であった。

組織的な対応が行われていなかった。

当該校では、生徒指導に関わる情報の共有は、月1回の学年会や週1回の生徒指導係会で行われていたが、個別の事案の対応に終始してしまい、学校全体としての組織的・継続的な取組が十分行われていなかった。

(2) 市教育委員会の課題でございます。

市教育委員会の支援体制が不十分であった。

当該校では、器物破損や暴力行為が多発し、教職員の指導だけでは対応し切れない状況であった。市教育委員会は平成24年6月から、当該校の状況改善のために非常勤講師1名を配置したが、当該校と市教育委員会相互の情報の共有が十分なされていなかった。

事故報告書の提出基準が不明確であった。

「相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」では、「校長は、職員又は児童生徒について、重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもってその詳細を報告しなければならない。」としているが、

重要と認められるか否かは、現状では各学校の校長の判断に委ねられており、市教育委員会としてもその判断に対して明確な基準を定めていなかった。

6番、改善に向けた取組でございます。

今回の事件は、いじめが継続して行われていたにもかかわらず、被害生徒が学校に相談することができず、また、学校も問題行動を起こす生徒の対応に追われ、被害を受けている生徒への保護、対応が十分できていなかったことが、大きな要因に挙げられる。また、市教育委員会も学校への支援体制が不十分であった。いじめは、どの学校にも起こり得ることを前提に、本事件を教訓とした改善方策を明らかにし、市教育委員会及び各学校は早急に取り組んでいくこととする。さらに、いじめを根絶し、全ての児童生徒が明るく楽しく学校生活を送ることができるよう、PTAを始め青少年に関わる全ての市民に協力を求め、一丸となった取組を推進する。

(1)「児童・生徒の悩みを把握できる環境を整える」といたしまして、子どもが安心して記入できるアンケートの方法を検討し、各学校に提示する。これを平成24年度中に行います。悩みを相談する手だてを記載した物品を全児童生徒向けに配付する。これは、平成25年度の当初に行いたいと存じます。人間関係などを見取るための心理テスト等の研究をモデル校を配置して実施する。これは平成25年度から実施を考えてございます。

(2)「いじめに対する教職員の意識の向上」です。

今回の課題をもとに、現行のいじめ対応マニュアルを改訂し、市内全教職員に配付いたします。これを平成24年度中に行います。いじめに係る心理的な側面を学ぶための研修会を実施いたします。これは平成25年度から実施いたします。各学校で行われている児童・生徒指導に係る会議において、必ずいじめ問題を共有し、組織的・継続的な対応を検討する機会を持つ。これは平成25年の2月から各学校で実施を考えてございます。

(3)「いじめを防止し、学校を支援するための組織の設置」でございます。

学校教育課内に12名からなる人権・児童・生徒指導班を新設いたします。行政職、指導主事、学校OB、警察OBからなるものでございます。平成25年4月に行います。この組織の中で、学校への巡回による状況把握、いじめに対する学校への支援、重篤な事案への迅速な対応、いじめの相談と関係機関との連携、いじめ根絶に向けた事業・活動の実施等を行います。

いじめ防止についての全庁的な取組を進めるために、庁内ネットワーク会議を設置いたします。これは既に設置しており、会議を持ってございます。

(4) 「いじめの被害者・加害者をつくらないための家庭・地域・関係機関との連携」
でございます。

学校・警察連携制度の積極的な活用を図ります。いじめ根絶市民集会を開催いたします。この集会は平成25年2月17日に予定してございます。いじめ防止フォーラムの開催、これは平成25年度から実施いたします。いじめ防止月間を5月と11月に設定し、学校の取組の活性化や市民に対するいじめ防止啓発活動を実施いたします。これも平成25年度から実施したいと存じます。

以上でございます。

溝口委員長 ただいま学校教育課から市内中学校3年生の傷害事件について説明がございましたが、何かこれにつきまして、ご意見やご質問はございますでしょうか。

田中委員 きちんと、すごくわかりやすくまとめていただいて、ありがとうございます。

アンケートについてちょっとお伺いしたいのですが、書きにくいという状況があるということで書かなかったというふうにあるのですけれども、アンケートはどのような形で行っているのか教えていただきたい。学校でみんなでクラスで書くのか、それとも家庭に持って帰って書いて、封筒などに入れて提出をするのか。また、無記名なのか記名式なのか。それから、内容については、選択方式になっているのか、それとも各自記入をするものになっているのか。具体的に教えてください。

今井学校教育課長 アンケートにつきまして、当該校では年に2回実施してございましたけれども、教室で、記名式で、いじめを受けているか、いないかに丸をつけた後、どんないじめか、見たか聞いたかに丸をつけた後、どういう状況があったかを記述する内容でございます。

田中委員 多分、この学校以外の学校でも、同じようなアンケートは行われているのだと思うのですけれども、どの学校も同じような形式で行っているのでしょうか。

今井学校教育課長 申し訳ございません。全ての学校がどういうアンケートをとっているかという状況を、今の時点では学校教育課としては把握してございません。

田中委員 そのアンケートをとる時間帯というか、時間的なものというのは、どのような時間を使って、何分くらいとっていらしたか、わかりますか。

今井学校教育課長 推測になってしまいますが、先ほど申し上げましたとおり、いじめを受けているかどうか丸をつけて状況を書くというアンケートですので、それほど長い時間をとったものではないと私どもの方では捉えておりました。

田中委員 では、もう1つ、すみません。

7ページのところで、改善に向けた取組という中で、心理テスト等の研究をモデル校を設置してというふうにあります。実は先日、教育委員の研修で、各市の教育委員からいろんな状況を伺った中で、以前、大山委員が言っていたように、そういう心理テストを取り入れているところがあるというふうなお話がありましたが、実際にそういうものに取り組んでいて、結果を出しているところがあるような報告がされてきました。心理テストは、利用については難しいのかもしれないのですが、子どもたちが自分で意識しなくても、その心理、中に抱えているものを出しやすいのではないかなと思うので、モデル校を設置して、モデル的に試験的にやらないとだめなのではないでしょうか。一斉にそれをやってみるといのは、何か大変なことがあるのでしょうか。

今井学校教育課長 申し訳ありませんが、私どもには、心理テストについて、現在、確かにこれは効果があるものというような形で情報が無いものですから、やってみて、いいものを導入していきたいと考えてございます。

ただ、中には費用がかかるものがあるものですから、そのあたり、どれが一番いいかということについては、来年度については、まずはモデル校を設置して取り組む中で、一番いいものを各学校に広めていくという形をとらせていただきたいと思います。

大山委員 このこと自体ではなくて、平成23年度に、この学校では器物破損だとか教員への暴力ということで、生徒の問題行動が当時からあったということで、ちょうど私ども4人、教育委員で問題行動のある学校を訪れた中で、4校のうち3校は大体問題行動があって、その解決方法として、具体的な対策、行動プランというのをつくってありまして、中には、まず1年やって、次にできたらというような、具体的な対策が私どもに報告がございました。この学校では、特にそういったプランとか、そういったものが報告がなかったもので、この報告書でも出てこないのですが、具体的にそういう3年前からこういったものがあるようなのですが、具体的な学校としての対策として何か 紙の上であります
実際に行動としてはなかなかいないというのが事実なのではないでしょうか。

と申しますのは、そのときに多分、教頭先生あるいは校長先生が、教職員の配置替えを希望する方が何人がいらっしゃるというようなことを訴えておられた。ということは、私がちょっと危惧するのは、学校経営上の 全体的に見ると、多分、学校経営の中の、教職員の間もそうでしょうけれども、機能不全を起こしていた状態が何年前からあったのではないかと思います。この文面を見ましても、多分、その辺が問題点がありそうかな

と思います。

今後、教育委員会として、何かそういう学校に問題がある場合に、教育委員会から意見を言えるのかどうか。単に学校の独立性があるから、そこは干渉できないのか、その辺をお伺いしたいのですけれども。

今井学校教育課長 委員ご指摘のとおり、今回の事件が起きた学校につきましては、子どもたちの問題行動等、学校の教員だけでは対応できない状態がございまして、そこに教育委員会がどのような対応をしたかということが、まさに課題であるということで捉えております。

今後につきましては、いわゆる先ほど申し上げました生徒指導にかかわる班体制の充実を図る中で、各学校に対して定期的に状況を把握できるような体制の中で、個別の支援を行う。時には、委員ご指摘のとおり、教育委員会として学校に対する体制に指導を行うということも含めて今後行っていきたいと考えています。

学校のいわゆる指導体制についての構えが、記録があるかということについてでございますけれども、平成23年度までは、確かに取組についてこうやっていこうというようなものの記録はございませんでした。起きている事態に対して、一生懸命取り組んでいるという姿は、それぞれの対応記録からは見えるのでございますが、学校全体として、それに対する組織的な取組という部分が見られなかったということも、先ほど申し上げましたとおり課題と捉えております。平成24年度は、この事件を受けて、今まさに組織的な取組について、学校を挙げて行っているところでございます。

小林委員 この報告をずっといただいております、ちょうど平成24年、今年の7月の大津事件あたりからずっと今思い返していたのですけれども、いじめに対する人々の認識に関しては、非常に重要な発見があったなという感じがしております。

ご案内のとおり、ちょうどいじめが日本で社会問題化されたのは1980年代なのです。もう30年経っているわけですね。30年あまり経った間、蓄積された知識だとか知見が意外と学校現場で風化されているというか、生きていないなという感じがいたしました。大津事件に関しまして、いわゆるいじめに対する認識が深まり、共有化というのが、案外薄くなっているのかなという感じがいたしております。それがまず私の感想です。その報告にもよく出ておりますけれども。

そして、このいじめに対して、僕はずっと思っているのですが、予兆を見逃さない取組というのは非常に難しく、終わりが無いのではないかと思います。だからこそ、僕は

じめを起きにくくする未然防止を何とか考えなくてはいけないのだろうと思います。何々が起きたから、さあ、どういう対応をしようというのも大事であることは間違いのないのだけれども、それ以前の対策も必要になってくるだろうと思います。

先日、1月の末に朝日新聞に載っていました国立の教育政策研究所の報告によりますと、約9割を超える子どもたちが、何らかの形でいじめの加害者になったり被害者を経験していると。それは不登校の約10倍であり、暴力の100倍に当たっているのだと。だから、もういつでもどこでも本当に起きる状況なのだ。

そういう意味では、やはり学校全体でもって、あるいは先生から、保護者から、あるいは地域の方々から、いじめはもう理屈抜きでだめなのだという感染経路をつくって、淡々ともう常に常に常に日々そういう空気をつくり上げていくのが非常に重要なと思います。

その1つの具体的な方策としては、この間、広島市が取り組んでいるのですが、児童会と生徒会をフルに回転させようと。そして、生徒会の役員のサミットをつくって、そしてそこで論議させて、それをまた生徒会に持ち寄って、常に子どもたちも主役になった、いじめに対する意識を常に蔓延させている、感染経路をつくっているのだと。常にもう学校内にそういう感染があるという状況をつくっているのだと。そういうことが出ておりました。

それも1つの方法かと思うし、今、子どもたちのコミュニケーション能力をつけようといいいながら、僕は一番欠けているのは、学校と保護者のコミュニケーションが非常に少ないということだと。何か事件が起きた、あるいは子どもが病気をした、けがをした、あるいは苦情がある、それ以外はほとんど学校の先生と保護者、担任の先生の接点というのはあまりないのですね。もう少し何か工夫の中で、学校と保護者がもっともっと親密に子どもたちのことについて話し合える場をつくるとか、機会を用意することも非常に重要なと思っております。

そんな中で、やっぱりシミュレーション能力も出てくるだろうし、センサーも研ぎ澄まされてくるのではないかなという感じが実はしているのですが、もう遅々としてなかなか進まないかもしれないけれども、こつこつこつこつ毎日のように防止の回路を磨いておくということもすごく重要なと思います。

しかしながら、この事件で報告を伺っていますと、加害者も被害者も何らかの立ち直るきっかけをつかんだなど、この事件で、一歩成長したのだと。転んでしまったけれども、ただでは立ち上がらないで、何かもう得るものを持って立ち上がったのかなと。その辺、

やっぱりお互いに評価してあげていいのかなと思います。

もう1つ、文科省の働きかけもあったのでしょうけれども、人々の関心がいじめに非常に向けられて、警察の方も被害届を非常に受理しやすくなったということも謳われておりました。そういう動きが、非常にこれをきっかけに膨らんできているということなので、この辺も大いに利用していくべきではないかなと思います。

そんな感じで、感想です。本当にありがとうございました。いろいろ、お忙しい中、取り組みをいただきまして。

溝口委員長 7ページに改善に向けた取組という項がございますが、現在は学校はどんなふうになっているかということですね。それをもう少し詳しく説明していただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

今井学校教育課長 現在、先ほどもお話をさせていただいたような、地域の方、大変多くの方、地域の方に協力いただきながら、朝の挨拶運動を行ってございます。この挨拶運動ですが、始めた当初は、なかなか元気な挨拶が返ってくるということも少ないという印象だと聞いていますが、やるに従って、子どもたちの返ってくる声が明るくなってきたというようなお声をいただきました。

それから、昼休み、それから放課後等のパトロールについても、PTAの方もご協力いただきながら、校内のパトロールを行っています。多くの方の目で、今、学校を見ていただいている状況ですが、私の方で伺っているところによると、いわゆる当初、事件当初の子どもたちの姿とは、見違えるように子どもたちが明るくなってきているということでお話をいただきまして、学校が徐々にいわゆる通常の学校生活に戻りつつあるのかなというところは感じておる次第でございます。

溝口委員長 いじめを受けた生徒といじめをした生徒の関係というのは、今までのクラスの状態というか、要するに同じ部屋にいるわけですね、当然、授業をやっているときは、その辺のところをちょっと教えていただけますでしょうか。

今井学校教育課長 今回の被害を受けた生徒と、それと逮捕された3名とは、クラスは別でございます。

溝口委員長 でも、帰りとか、行くときに一緒になるという可能性はないですか。

今井学校教育課長 そのあたりは、当初、大変心配をしておりました。保護観察の処分を受けて学校に戻ってくる時点で、被害者本人も、それからその保護者の方も、そのあたりの心配は、大きな心配をしていたものでございます。現在もこれは継続して行っております。

すが、学校に来るときには、保護者が直接学校に送って届けると。学校に来た時点で、学校に配置されている非常勤職員が被害者に付き添いながら、学校にいる間は目を離さない状態に対応させていただくということをして現在では行わせていただいておりますので、学校の中で、特に被害に遭われたお子さんが、いわゆる今回の加害者と、あるいはほかの生徒から何かしらの攻撃を受けるということは、今まではございません。

大山委員 今回のことの中でもそうでしょうけれども、今後も起こり得る問題として、被害者、加害者、同一人物が加害者の立場であり、あるいは被害者にも、いずれにもなり得る、そのもとには多分、個人の性格だとか、もともとのいわゆる発達障害等、基礎的なそういったものがある可能性があると思うのです。ですから、今後の考えるものとして、今、今後のプランとして幾つかのプランが考えられていますけれども、その中に療育という面で、乳幼児の療育面に関しては、かなり療育センターを中心にだんだん重点施策として実施していますけれども、中学、高校になると、だんだんに及ばなくなるという今の市の現状がございます。ですから、一番にはスクールカウンセラーの活用というのが挙げられますが、もう少し範囲を広げまして、療育という面で、やっぱり生徒さんに対する視点を少し見てあげる必要もあるのではないかと。これを今後の方向性としてぜひ出していきたいなと思います。加害者であり被害者、両面になり得るということだと思っておりますよ。

田中委員 トラブルを避けるために、座席などを離すという一時的な措置をされたというふうなお話があります。どこの学校でも、どこでもある話なのです。あるのですけれども、根本的な解決には全然ならないのです。今も委員長が質問されたように、クラスは同じだったのかと思うくらい、クラスが違っても、そういうふうにやってくるというのは、座席を離れたくらいでは、そういうことの解決にはならない。もう転校するのも1つかもしれない。でも、その子の成長の中で、それはやっぱり解決されたことにはならないと思うのです。やっぱり小さいときから、中学校になってからというよりは、もっと小さいときからそういうのはいけないということを言っていないといけないと思いますし、何かあったとき、違って当たり前、違う意見を持つのは当たり前、違った風貌をしているのは当たり前というか、そういうのをお互いに「あいつのいいところはこうだよな」とか「あいつはこうだけど、こういうところはいいよな」という、認め合えるような社会を本当はつくっていかなければいけないのかなと思います。

この間、PTAの関係でちょっと講演を聴いたときに、いじめは文化だと言われました。

以前、不倫は文化だみたいなことがありましたけれども、そういう文化をやっぱりずっとつくってきていると。だから、それだったら、本当になくしたいのだったら、大人たちがもうみんな、みんな本当にだめだと、何があっても拒否する。何かの抜け道をつくってあげるのではなくて、そういうことは本当にだめだということをみんなで口をそろえて言っていかなければいけないというようなお話がありました。

やっぱり人間関係をつくっていくという上で、一番核になっているのは家庭なのかなと思います。やっぱり家庭の中で何でも言えるような人間関係ができていて、社会に出ても同じように人間関係をつくっていく、そういうことができるのではないかとということで、先ほど講演会の実施とか、いろいろあったのですけれども、そういう中でやっぱりPTAが次に持っていかなければいけない機能というのは、みんながお互いに話し合わなければいけない、それを全て学校のせいにはしてはいけない、学校に責任を負わせてはいけない、それぞれの家庭が自信を持って子どもたちを出せるような家庭教育の場を小さいうちからつくっていかなければいけないと思いました。

今回、本当に小林委員もおっしゃったように、未然にということをお話しされていましたが、絶対起きてから対応するより未然に防いだ方が楽というか、確実だと思います。そういう意味でも、なくすというのは多分難しいと思いますけれども、それに近づくように、私たち大人がそういうやって見せる、先ほどの9人、人数のお話が出ましたけれども、私もそれは小さいときに気に入らない子を無視したというのは、本人はいじめているつもりはないけれども、無視された子はいじめられたと思うわけです。それでいじめになってしまうわけですね。誰もそういう感覚、感情というのはあるので、仕方ないと思いますが、それをいじめに発展させない。何かお互いに強い気持ちも持たなければいけないし、そういうことにとらわれてはいけないし、そういうふうな子どもたちの成長をさせてあげないといけないのかなと思いましたので、これはもう本当に連携だと思っています。学校だけではなくて、ぜひ家庭の方にももっともっと投げかけていただきたいと思います。保護者は気がついていません。自分たちのそういう行いが子どもたちの行いを見出しているということに、なかなか気づけていないと思います。私も含めて。なので、もっともっと学校で、子どもたちを学ばせなければいけない場所なのですけれども、できたら、そういう地域社会の中で親が学ぶ場も本当につくっていただけたらなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

溝口委員長 田中委員の方から、親としての取組を中心としたお話がございましたが、も

っともお話だと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

白井教育局長 私の方から、今後のこの件に関しての予定を若干述べさせていただきたいと思えます。

今日、教育委員会に報告をさせていただきます、そして2月14日午前9時半から文教委員会が開かれます。この文教委員会は、12月に続いての2回目のこの件についての調査ということになります。そこで、今日ご報告させていただきました同様の内容について報告をいたす予定でございます。そして、先ほど今後のスケジュールの中でもお話しさせていただきましたが、2月17日、日曜日の午後2時から、教育会館において、市民の各種団体の方々、そういった方にお集まりいただきまして、総勢150名から200名ぐらいになるかと思います。教育委員さんにもご出席をお願いしてございますけれども、そこで市民の皆様にも今回の事案をお話しするとともに、今後、一丸となって、このいじめ防止に向けた取組を皆さんと一緒に展開していきましようということで、そういう集会を開催させていただくことになっています。この集会は、市の教育委員会と市PTA連絡協議会、共催で行う予定でございます。今後の当面の予定としては、そのようなことでございます。

以上でございます。

溝口委員長 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、報告1についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 どうも、いろいろとありがとうございました。

外国人英語指導助手(ALT)の完全業務委託化について

溝口委員長 それでは、次に、報告2について、学校教育課からお願いします。

外国人英語指導助手、これはALTと呼んでいますが、これの完全業務委託化について、よろしくお願いいたします。

今井学校教育課長 外国人英語指導助手の完全業務委託化について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

現在、本市では国際教育の推進を目的に、外国人英語指導助手活用事業を展開し、市内

全校小・中学校及び公立幼稚園に直接雇用の外国人英語指導助手 13名、業務委託のALT 26名、合計39名のALTを配置しているところでございます。今後、直接雇用のALTを段階的に減員し、最終的に委託業務のALTに一元化することを計画してございます。

それについて、詳細を西山担当課長の方から説明させていただきます。

西山学校教育課担当課長 資料の1、業務委託ALTに一元化する理由のところをご覧ください。

1つ目といたしまして、直接雇用のALTが配置されている学校の場合、ALTが病気等の理由で欠勤した場合に、補填のために待機するALTが確保されていないために、学校では授業変更が余儀なくされている現状がございます。一方、業務委託では、代行となるALTが配置できるため、計画どおりALTとの授業が実施できる利点がございます。

2つ目といたしまして、直接雇用のALTが急遽退職を申し出たときに、かわりのALTを配置するまでに、募集、採用面接、研修等の期間が必要となることから、学校に一定期間ALTを配置できない期間が生じてしまいます。一方、業務委託の場合は、万が一同様なことが生じた場合には、代行のALTが配置され、年度当初に計画した授業スケジュールを維持することができます。

3つ目といたしまして、業務実施業者は、各校での業務実施までに、学校現場での業務に支障がないように、ALTに事前研修が実施されております。また、定期的に授業のスキルアップのための研修を実施していることで、配置初日から一定の授業技術等を持ち合わせて教育現場に従事することが可能であることなどが挙げられます。

続きまして、2の直接雇用ALTの削減計画をご覧ください。

本市で採用しております直接雇用のALTは現在13名おりますが、規定により、勤務の状況に応じて採用年度を含む最長5年間の勤務が可能となっております。このことから、今後、退職ALTにかわる再募集は原則行わず、段階的に業務委託のALTを増員することで、平成29年度を目途に業務委託に一元化できるものと考えております。

最後に、平成24年度10月現在、近隣3市の教育委員会におけるALTの雇用・形態につきましては、資料3にまとめましたので、ご覧いただけたらと存じます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

溝口委員長 この外国人英語指導助手の完全業務委託化について、何かご意見ございますでしょうか。

小林委員 今年の研究発表である相模台小学校の英語の指定の研究発表会に私は参加いたしました。それで、その分科会でいろいろ意見が出まして、業務委託のA L Tとの事前打ち合わせができないのだと。だけれども、業者によっては、事前打ち合わせも可能な業者もあるのだという意見がちらちらと耳に入ったのですが、実際にそれを調べたわけではないのですが、この3つの理由は、もう本当にメリットの面だなと私はよく理解できます。それで、もし授業の打ち合わせもできるような会社の委託ができれば最高かなと今思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。事実を私はわからないのですが。

西山学校教育課担当課長 現在、直接雇用と業務委託のA L Tをそれぞれの学校に配置している現状の中で、直接雇用のA L Tにつきましては、こちらの方で直接雇用しておりますので、事前打ち合わせ、また私どもの指揮・命令についてはできる状況でございます。また、業務委託のA L Tについては、これは雇用という、業者が雇用しているという形態なので、学校や私どもが直接そのA L Tには命令をすることができません。ただ、事前に各学校が会社の方に事業計画を提出することで、それをもってA L Tは学校の方に出向きます。その打ち合わせという形ではなくて、確認をするということを通して実施をいただいております。

委員の方が、今年度、相模台小学校の研究発表に行かれましたが、この相模台小学校は、実は直接雇用のA L Tではなく、業者のA L Tを研究として配置しております。ですので、相模台小学校の研究があそこまで充実しているのは、直接A L Tではなくて、逆にそれを研究として今業務のA L Tを今年度配置しているところでございます。

以上でございます。

大山委員 直接雇用と、それから委託、業務委託という形で、市の予算の面で比較するといかがでしょうか。

それから、先ほど小林委員が言われた相模台小学校ですか、あそこを一昨年見させていただいて、非常にいいA L Tの方で、委託の方だとは知りませんが、直接雇用の方かなと思えました。非常に優秀な方だったと思います。よろしくお願ひします。

西山学校教育課担当課長 現在、直接雇用の場合の1人当たりの予算が、年間でございますけれども、約435万円でございます。また、業務委託にかかる費用、1人当たりでございますが、これが約4,000万円、正確に言うと3,990万円 400万円で、失礼いたしました、訂正いたします。399万円、約400万円でございます。そういったしますと、1人当たり、年間36万円程度の、業務委託にした場合に安くなるという数字

が出ております。

溝口委員長 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

「平成25年度全国学力・学習状況調査」への本市の取組について

溝口委員長 それでは、次に、報告事項3、これも学校教育課、よろしく願いいたします。

今井学校教育課長 「平成25年度全国学力・学習状況調査」への本市の取組について、ご説明させていただきます。

12月7日、文部科学省から「平成25年度全国学力・学習状況調査」の実施要領が通知されました。それによりますと、実施の目的は平成24年度同様、国による教育施策の改善及び各学校における教育指導の充実、学習状況の改善でございます。本市といたしましては、平成25年度の全国学力・学習状況調査に参加する方向で考えてございます。

参加する理由についてでございますけれども、1つ目は、本調査が小学校6学年、中学校3学年の全児童・生徒を対象としている調査であること。それから、2つ目は、平成23年度の「相模原市学力調査に関するあり方検討会」において、「本市学力の全体的な傾向としての実体把握、教育施策の成果とか課題の検証、新たな施策のための基礎データの収集」を目的として、全国学力・学習状況調査を利用することが確認されているという、この2つでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

西山学校教育課担当課長 「平成25年度全国学力・学習状況調査」の実施要領について、まず説明をさせていただきます。

恐れ入ります。お手元の資料、おめくりいただきまして2ページ、こちら資料1は12月7日付の通知でございます。

3ページから6ページ、資料2でございますが、これは実施要領の概要となりますので、後ほどご覧いただきたく存じます。

7ページ、資料3、設計概要、これを用いまして説明させていただきます。

平成25年度の全国学力・学習状況調査は、きめ細かい調査ということで、本体調査のほかに、追加調査いたしまして、経年変化分析のための調査と保護者アンケート調査、教育委員会アンケート調査を実施することとなっております。

本体調査につきましては、4月24日水曜日に小学校6年、中学校3年の全児童・生徒を対象として実施いたします。教科は、小学校が国語、算数、中学校が国語、数学で、主に知識に関する問題と、主に活用に関する問題が出題されます。教科のほかに、児童・生徒、学校を対象として、学習意欲や学習方法、生活面に関する質問紙調査がございます。

経年変化分析のための調査は、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てるために、本体調査を実施した児童・生徒の一部を対象として実施いたします。平成25年5月から6月の一定期間中、対象となった学校の可能な日時に実施いたします。内容は、国語、算数、数学から1教科と、調査問題にかかわる質問紙となります。

保護者アンケート調査につきましては、家庭状況と児童・生徒の学力等の関係について分析するために、本体調査を受けた児童・生徒の保護者の一部を対象に、4月末から5月ごろ実施いたします。

教育委員会アンケート調査につきましては、効果のある施策の把握のために、都道府県・市町村教育委員会を対象に、4月末から5月に実施いたします。

以上が調査の概要でございます。

次に、得られた調査結果の取り扱いにつきまして、ご説明をいたします。

恐れ入ります。お戻りいただきまして、1ページ、3の調査結果の扱いをご覧いただけたらと存じます。

(1)としまして、公表についてでございますが、文部科学省は、国の全体の状況、国・公(市)立学校別の状況、都道府県ごとの公立学校全体の状況等を公表いたします。市教育委員会に対しては、公立学校全体の状況及び各学校の状況に関する調査結果、学校に対しては、当該学校全体の状況、各学級及び各児童・生徒に関する調査結果及び個票が提供されます。その時期については、実施要領には記載はございませんが、今年度は8月8日に提供されましたので、平成25年度も同様に8月上旬ごろ提供されると思われま。本市においては、これら提供された調査結果の公表は行いません。

(2)としまして、提供された調査結果の活用についてでございますが、平成19年度から平成21年度までと同様、教育委員会内に「全国学力・学習状況調査結果分析検討委員会」を設置し、提供された資料をもとに学力及び学習状況の分析を行い、本市の全体的な傾向としての実態を把握していきたいと考えております。また、把握した実態につきましては、各学校に通知するとともに、ホームページ上で公表してまいります。

(3)といたしまして、把握した実態につきましては、さらに平成19年度から平成

21年度の3年間のまとめと比較することで、本市児童・生徒の学力の実態や学習状況の変化を把握し、計画訪問や校内研究等の機会を活用して、学校への教育指導や研修等に生かすとともに、「学びプラン」の後期実施計画作成の基礎データとしまして、今後の施策に役立ててまいりたいと存じます。

(4)といたしまして、各学校においては自校の数値結果の公表は行いませんが、全体的な傾向等を把握し、授業改善に生かすとともに、保護者に対して児童・生徒の学力及び学習の状況を説明する資料の1つとして活用してまいります。また、個人のデータにつきましては、教科指導に生かしてまいります。

最後に、恐れ入ります、資料4、8ページをご覧くださいたく存じます。これは今年度の調査問題を各学校が授業改善、教科指導の充実のために活用できるよう、学校教育課が作成した資料でございます。小学校の国語だけでなく、算数、理科、中学校の国語、数学、理科でも同様な資料を作成いたしました。平成25年度も、より効果的な資料の作成に努め、各学校の授業改善、教科指導を支援してまいりたいと考えております。

以上、説明いたしました。よろしく願いいたします。

溝口委員長 これにつきまして、何かご意見ございますでしょうか。

田中委員 資料3になります。こちらは、経年変化の細かいアンケートとかをとるというお話で、まず、同一問題による厳密な経年変化の分析ということで、抽出校、小学校200校で、中学校250校程度ということで、一部。保護者アンケートは、また一部なのですけれども、小学校が450校、中学校が400校。これは文科省の方で言われているのだと思うのですけれども、この数字の根拠というのは何だかわかりますか。

西山学校教育課担当課長 申し訳ございません。この数字の根拠については、私どもの方でいただいた資料の中にはございません。また、把握しておりません。

田中委員 では、毎年、やっぱりこの規模で、アンケートというか、そういう調査をしているという形なのでしょうか。

西山学校教育課担当課長 この経年変化分析のための調査、保護者アンケート調査、教育委員会アンケートの調査につきましては、平成19年度から全国学力・学習状況調査が全国悉皆調査となったときにさかのぼりますが、今回初めてのこの調査でございます。これまで、こちらの本体調査と言われるものが、この全国学力・学習状況調査と言われていたもので、それに追加という形で、新たにこの3つが加わったものでございます。ですから、私どもちょっと内容の方は、正直言うと、問題もどんな問題になるのかとかというも

のについては把握しておりません。

小林委員 4 ページのところ、留意事項と下の方にありますね。調査の教育課程上の位置付け、これは調査の時間というのは、各教科の大きなカリキュラムの中に組み入れられているのか否かという問題ですね。

それから、2 番目は、いつも気になっていたのですが、障害のある児童・生徒や日本語指導が必要な児童・生徒への配慮というのは、実際的な取組はどうなっているのか。

その2 点をお願いいたします。

西山学校教育課担当課長 この留意事項の1 つ目の丸にある調査の教育課程上の位置付けとございますとおり、多くの学校では国語、算数、そして平成2 4 年度は理科を行いました、これはそれぞれの教科の中に組み入れる形で実施していただいております。

また、配慮を要する児童・生徒につきましては、例えば点字の問題であるとか、視力が弱い生徒につきましては、字の何段階も大きな問題であったり、あと配慮を要する生徒については横に補助員がつくであるとか、そういうような配慮は、この後、細かい説明が来ます。また、それについては、事前に各学校にそういう調査がかかりまして、かなりきめ細かな調査が行われると私どもは把握しております。

溝口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 では、この件はよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

平成2 4 年度教職員研修の実施状況について

溝口委員長 それでは、次に、報告事項4、総合学習センターからお願いします。

金井総合学習センター所長 それでは、よろしくをお願いいたします。平成2 4 年度教職員研修の実施状況についてでございます。

今年度の教職員の研修の重点でございますが、前年度の反省や、現在学校が置かれている状況等を踏まえ、授業力向上を図る研修の充実、マネジメント力向上を図る研修の充実、学校への訪問支援研修の充実の3 点を重点に実施いたしました。

その中で、2 番、平成2 4 年度新設した講座でございますが、資料にあるとおり、5 つの講座を新設いたしました。教職員の年齢構成が変化し、若手教員が学年主任や研究主任等を任され、リーダーとしての活躍を期待される状況が生まれていることなどに対応する

ものでございます。

続いて、3番になります。平成24年度の講座数と受講者数でございますが、12月末現在、ご覧の講座数及び受講者数となり、平成23年度と比較いたしまして、講座数につきましては、いくつかの新設講座があったことなどの理由により増加しております。受講者数は、昨年とほぼ同数ということになってございます。

続いて、4番になります。研修効果についてでございますが、各研修の修了時に実施する受講者アンケートにより、資料にございます4つの観点について、4点満点で受講者に評価していただいております。

(1)の受講者の評価は、全研修の平均値でございますが、全ての項目で平成23年度の数値を上回っております。これは狙いを明確にしたこと、講座のみの研修ではなく、グループ協議等を多く取り入れるなど、受講者参加型のものにするなどした結果と捉えております。

続いて、(2)につきましては、アンケート数値に対しての総合学習センターでの評価でございます。評価を4点満点で行い、3.0を下回るものについては評価をCとし、次年度は抜本的な見直しを図る、あるいは廃止の方向で検討することとしております。今年度は、さらなる充実を図るAと評価されるものが192講座、一部改善を図るBと評価されるものが14講座となっており、C評価のものは現時点ではございません。

次に、5番、教職員研修の成果と課題でございます。成果につきましては、ただいま説明させていただいたアンケートの数値と自由記述の記述の内容、それから10月に全ての学校を対象に実施いたしました研修全般に関するアンケートの回答や、研修中・研修後の受講者の様子などからまとめさせていただきました。

(1)の成果につきましては、そこにあります大きく3つにまとめさせていただきました。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。

課題につきましても、同様に、そちらにある3点にまとめさせていただきました。

これらの成果と課題を受け、平成25年度教職員研修の重点を、6にありますとおり、(1)番、授業力向上を図る研修の充実、(2)番、マネジメント力向上を図る研修の充実、(3)番、教育の情報化を推進する研修の充実、(4)番、学校への訪問支援研修の充実とさせていただき、丸数字にあるものは、それらの重点を具現化するための方策と考えております。

7番及び8番につきましては、平成25年度の新設講座及び主な変更点でございます。課題に対応するため、講座の新設や細部の見直し等も含め、改善を図るものでございます。

以上で、平成24年度の教職員研修実施状況について報告を終わらせていただきます。

なお、別添のA3判の資料につきましては、個々の研修に対する評価と、裏面及び2枚目は、それぞれの講座の成果と課題を、指導主事が捉えたものを中心に簡単にまとめさせていただきますので、後ほどお読みいただければと思います。

以上で終わらせていただきます。

溝口委員長 これにつきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

小林委員 研修効果、非常にいい効果が出ておりました、心強い限りでございます。

そしてまた、新たにここに平成25年度新設講座等があるわけですが、例えば食べ物のアレルギーでアナフィラキシー対応だとか、エピペンだとか、AEDは、そういう研修というのはどういうところで行われるのか。総合学習センターの範疇なのかどうかわかりませんが、そういうのはどこで行われるのかなということと、先ほどもなっております、いじめだとか、体罰だとか、暴力の研修というのはどういうところで行われ、対象もダブることもあり得ると思うのですね。子どものアレルギーに関しては、一般教諭も栄養教諭も養護教諭も対応せざるを得ないだろうし、いろんな問題があるかと思うのですが、その辺についてまず1点。

それから、もう1点は、2ページの一番上に「課題」とありますね。「研修参加に対する負担軽減を含め、学校への支援をさらに」という表現が入っていますが、この負担軽減というのは、初任者が3人いる学校に対して、非常勤が1名、週3日という意味であるのかどうか。それから、初任者が2人、1人の場合はどうなっているのか。それから、「さらに」というのはどういう形を言うのか。

その2点、お願いいたします。

金井総合学習センター所長 まず、1点目のアレルギーに関する研修についてでございますが、これまでの中で、過去になりますが、学校保健課での研修や、それから総合学習センターにおいても、養護教諭等を中心に、アレルギー対策、エピペンの使用についてですとか、そういったことを講座のテーマに設定して開催してございます。次年度について、今、研修計画を立案中ですので、次年度は食育をテーマとした研修の中でアレルギーに関しても取り扱うという計画になってございます。

続きまして、いじめ等に関する研修についてでございますが、特にいじめに関しては重

要な課題と捉えておりますので、学校体制で取り組むべき重要な事柄であるという捉えから、管理職、それから児童・生徒指導主任、それから学年主任と、学校の実務をつかさどるというか、担当する、中核となる教員等を対象に、一貫したいじめに関する研修を実施してまいりたいと考えております。

2点目の学校の負担軽減についてでございますが、こちらは総合学習センターで捉えている学校の負担に対する軽減についての取組といたしましては、学校を会場とした研修を積極的に開くですとか、指導主事や退職校長である教育指導員が学校を訪問して、若い先生方の授業を見たり協議をしたりという中で、学校を会場とした研修を積極的に開いていくと。これまでも行っているのですが、さらに積極的に進めていきたいというふうな考えで、この課題に対しては取り組みたいと考えております。

以上でございます。

大山委員 お伺いしたいのですけれども、前からよく言っていて、医師の場合に、生涯教育といって、生涯、一生涯続く要するに教育であるとか、教職員も多分、生涯続く、定年、あるいはそれを超えても教職にあると思うのですよね。そこはもうすごく共通していると思うのです。医師の方で、医師免許証を取得して、あと、やっぱり生涯の教育ですから、ある基本的なもの、今度は専門医と、それから一般の医師としての資格ということで、単位をつくりまして、ある5年間なら5年間に、これだけの要するにことを習得するという形をとっているのですが、この研修は自主的に受けるわけですよね。カリキュラムとして、大体、大まかな基本から専門の各プログラムがあると思うのですが、何かそういった最低限これを要するに研修するとか、そういうような考え方というのはあるのでしょうか。

金井総合学習センター所長 総合学習センターで行っております研修につきましては、ライフステージに沿った研修体系という部分も考慮しておりまして、初年度から10年経験者研修までの年次研修を、全て該当の年次に当たる教員については必修ということで受講していただいております。

また、その後になりますけれども、いわゆる総括教諭、主幹教諭に当たる総括教諭を対象とした研修、それから管理職の方々の研修ということで、それぞれのライフステージに沿った研修体系を設定してございます。

また、年次にかかわっては、今、設定されています教員免許更新講習等もございまして、総合学習センターとしましては、10年次研修までを1つの年次研修のプログラムと

し、その後については、先ほど申し上げたような形で設定してございます。

大山委員 そうすると、教員の免許というのは更新が必要なのですか。

奥村教職員課長 免許更新の制度が、もう既に実施してございまして、教員については10年に1度のサイクルで免許更新講習を自ら受け、教員免許証を更新しなければならないというふうな制度になってございます。

溝口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 では、この件はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

情報モラルハンドブックの配布及び活用について

溝口委員長 それでは、次に、報告事項5、総合学習センターから情報モラルハンドブックの配布及び活用について、よろしく願いいたします。

金井総合学習センター所長 それでは、情報モラルハンドブックについて報告させていただきます。

近年、情報モラル教育の必要性が高まっていることなどにより、情報社会で適切な活動を行うためのもととなる考え方や態度である情報モラルを子どもたちに育成するため、情報モラルハンドブックを作成いたしました。

別添の冊子、情報モラルハンドブックをご覧ください。

3月に、市内小中学校の教員と各学校用として指導に使っていただくため、120部配布いたします。小学校1年生から中学校3年生までの内容を1冊にまとめました。全ての学年が道徳の授業用としての心を扱うページ、心の耕しを扱うページ、それから学級指導等で活用していただくための知識に関するページで構成されてございます。正式な表題、現在検討中ではございますけれども、心のページは、読み物資料として道徳の1時間を使って授業ができるようになっております。これを活用することで、相模原市内の小中学生は年間1回、9カ年で少なくとも9回は道徳の授業で情報モラルについて学ぶこととなります。

もう1冊の方、解説書をご覧ください。

こちらは教員の指導用として、活用方法、カリキュラム、道徳指導案、授業に活かす指導資料で構成されております。

このほかに、授業パッケージといたしまして、読み物資料に連動した動画を各校のコンテンツサーバ、大型テレビで活用できる状況になっております。こちらにある読み物資料を全て大型テレビで視聴することができるよう、先ほど申し上げたように、コンテンツサーバの方に格納してございます。

次に、学校への周知についてでございますが、これらを有効に活用していただくために、小中学校の校長会、小学校の教育研究会、中学校の教育研究会のそれぞれ道德部会への説明や使用についてのお願い、来年度につきましては、これを用いまして、研修会等で模擬授業や授業実践事例などを紹介して、積極的に情報モラルについての指導を学校でも進めていただければと考え作成いたしました。

実際には、お配りしたものはA4判になっておりますが、これがA4判の冊子として見開きの状態で学校で使っていただけるように配布したいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

溝口委員長 情報モラルハンドブックについて、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

小林委員 これ、実は昨日いただきまして、大体見させていただきました。「コンピュータはおとなの人とつかおう」とか、「IDとパスワードは何があっても絶対に教えない」とか、「チェーンメールが来てしまったら」と、非常に日常的に起こり得ることがずっと満載なのですね。そして、片や解説書というか、手引書がついていると。非常にうまくできているなと思います。

1つだけ大事なのは、感じるのは、学び合う人と、学び合う場と、学び合う機会を設定して確保しないと、特にご家庭等の中で子どもが学ぶ機会が非常に重要なと感じます。学校用とだけ言われていますけれども、あるいは道德の時間とあるけれども、できれば保護者と一緒に子どもが学び合う場面が設定できたら、さらに効果が出るかなと。そういうふうな期待を持ちながら読ませていただきました。

感想です。ご苦労さまでした。

大山委員 昨日、配付していただいて、非常にいい内容です。私は、むしろ小林委員とは反対の意見で、学校で子どもさんに最低限のモラル、PCを使う、ITの最低限の知識を与える。それによって、今度、子どもさんがむしろ親に、家庭に帰って教えるということなのかなと感じました。これは感想です。

それから、もう1つは、今、いわゆる情報というものの扱い、これは確かに学校で教え

る必要があるし、もう1つ、いわゆる今問題になっているのが、ゲームですよね。それから、テレビの見過ぎ。これは小児科というところではかなり現実の問題になっています。それで、かなりのお子さんに影響を与えているということは、もうこれ学会でもそうですし、いろんなNPOの団体で言われて、かなり宣伝活動を行っています。もし、こういうモラル、情報モラルハンドブックということとともに、そういったゲームだとか、その辺の考え方、それも学校教育、健康教育の中で行うのかなと思うのですが、1つ提案として提議いたします。

溝口委員長 ご提案ですが、よろしいですか。

金井総合学習センター所長 はい。

田中委員 ありがとうございます。私は今見せていただいて、各学校に120部配布ということで、学年に40冊だったり、中学年・高学年に40冊ということで、多分、各クラスごとに使うときに、みんなで共通のものを使うということですかね。40冊あるから1クラス分ということですよ、その学年で。すごくいいなと思いました。みんなで共有することで、いたずら書きをしないとか、本当に初歩的なモラルを持ってもらえるのではないかなと思います。それが通信手段にならないといいなと。手紙を書いて、そこに何かちょっといたずら書きを「あいつが書いたよ」みたいな、それもお楽しみなのだと思うのですが、そういう使い方、今はあまりないのかなと思います。それぞれが持ち物を持っているという中で、あるものを共有するというのは、ある意味、すごくすてきなことだなと思いました。

ただ、先ほど小林委員もおっしゃったように、学校でも教育していただく中で、本当に保護者もやっぱり知らないといけないことというのはいっぱいあると思うのです。それを保護者が自分で勉強しなければいけないのですけれども、なかなかそれを得る機会がなく、大人はどうしても利便性に走ってしまう部分があって、なかなか子どもにここまでだめと言いながら、自分はやってしまっているみたいなところもあるのですけれども、怖い、こういうことに、危険にさらされているけれども、便利だから、便利なものは上手に使って、ただし危険な目にさらされないように注意しようねということは、やっぱりみんなで考えていかなければいけないと思うと、各学年に40冊は残念だなと。ちょっと、すごく相反する意見なのですけれども、いろんな人の目に触れるといいなと思いました。

意見です。以上です。

金井総合学習センター所長 ありがとうございます。

今回、この情報モラルハンドブックをお配りするの、ここに先ほど申し上げた説明のとおりでございますけれども、保護者や地域の方々に情報モラルについてやはり考えていただくということは、大変重要なことと捉えております。

現在、先ほどもありましたが、ネットパトロールというものを実施しておりまして、それに基づいて、情報に関する、特に情報モラルに関する状況ですとか、課題ですとかをネットパトロールだよりという形で月2回発行しておりまして、学校の方に配布するとともに、保護者会の資料や学校だより等に活用していただいたり、センターのホームページの方にも掲載していただいたりというようなことで、学校の教職員と児童・生徒だけではなくて、ご利用いただく、またお読みいただくような手段はとっておりますが、一層のPRなりが必要かなと課題として感じております。

岡本教育長 教育委員さんたちにネットパトロールの結果を次の会議で報告したらどうでしょうか。

金井総合学習センター所長 それでは、特徴的なネットパトロールだよりを幾つか抜粋いたしまして、次の会に情報として提供したいと思います。ありがとうございます。

溝口委員長 それでは、この件につきましては、ほかにはご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 どうもありがとうございました。

次に、委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 では、最後になりますが、次回の会議予定日ですが、3月7日、木曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 それでは、今回は3月7日、木曜日、午後2時30分の開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会

午後5時44分 閉会